

1. 件名：「島根原子力発電所 2号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(156)」

2. 日時：令和3年4月12日（月）13時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：内藤安全規制調整官、熊谷管理官補佐、佐口主任安全審査官、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、松末技術参与

中国電力株式会社：山田常務執行役員 他13名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・ 島根原子力発電所 2号炉 新規制基準適合性に係る審査を踏まえた検討・反映事項について
  - ・ 島根原子力発電所 2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
  - ・ 島根原子力発電所 2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（補足説明）
  - ・ 島根原子力発電所 基準地震動の年超過確率の参照における地震データ更新の影響について
- <<本年4月9日に受取済み>>
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地の地形、地質・地質構造）
  - ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地の地形、地質・地質構造）（補足説明）
  - ・ 島根原子力発電所 2号炉 津波評価について

- ・ 島根原子力発電所 2号炉 津波評価について（補足説明）

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁のクマガエです。
0:00:06	それから島根
0:00:07	原子力発電所 2 号炉についてのヒアリングを始めていきたいと思います。
0:00:11	よろしくお願いいたします。
0:00:15	はい、中国電力のカシマです。それではまず資料のほうの確認をさせていただきたいと思います。まず穿刺、先週の4月9日付で御提出させていただいております資料といたしまして、
0:00:28	敷地の関係ですね、TP073 回ゼロさ。
0:00:33	島根原子力発電所地盤を括弧敷地の地形地質地質構造、こちらこの補足説明資料EP073 括弧書い 03。
0:00:45	西基準値筋から敷地の地形地質構造の補足説明資料、
0:00:50	もう1点が同じく先週、御説明できておりませんでした基準津波に関する資料ですね、Pd0 内容変えせろよ。
0:01:00	地域の島根原子力発電所 2 号炉津波評価についてと、こちらの補足説明資料ということで、EP0-4、(5)の会 03 の補足説明資料、
0:01:11	こちらは先週からの引き続きの資料となります。あわせて本日改めて御提出させていただきましたのが、
0:01:18	2Pd082 回 04、こちら本日付の資料として、全体の反映事項についてという資料。
0:01:26	それと、人地盤及び周辺斜面につきましてEP081 回 06、
0:01:34	島根原子力発電所 2 号炉耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面安定性評価、こちらの補足説明資料としまして、EP081 カッコ保地。
0:01:47	遺族会 0 よ、こちらが補足説明資料、
0:01:51	地震動関係につきましては、Pd086、
0:01:55	島根原子力発電所基準地震動の年超過確率の参照における地震データ更新の影響について、こちらの資料で本日進めさせていただきたいと思います。資料のほうを確認をお願いします。
0:02:24	規制庁クマガエです。資料自体は届いていると思いますので、思います。はい、大丈夫です。
0:02:33	承知いたしました中国電力カシマではそれと、地震ハザードの関係の資料からですね、御説明をさせていただきたいと思います。
0:02:44	規制庁クマガエです。ちょっと資料取りにいつてるものがありますので少々お待ちください。

0:02:51	中国電力カシマです。承知いたしました。
0:04:46	規制庁クマガエです。はい、では説明のほうをお願いいたします。
0:04:50	。
0:04:53	はい、中国電力の井上です。
0:04:56	それでは、資料EPE-086、島根原子力発電所基準地震動の年超過確率の参照における地震データ更新免許影響についてという資料に基づきまして御説明いたします。
0:05:12	と基準地震動に関しましては、前回の審査会合におきまして、最新の地震データを反映するようにとの御指摘をいただきまして、現在、実際の地震データを反映しまして、資料の方修正しているところでございます。
0:05:26	今回地震ハザード評価につきまして、最新の地震データを更新した場合の影響について確認をいたしましたので、御説明させていただきます。
0:05:36	1 ページをお願いいたします。
0:05:40	こちら 1 ページには、地震動の現地でのまとめの資料の本資料のほうに記載をしております。領域震源の設定について記載したページになりますので、若干修正した。
0:05:55	ところがございまして、文章の二つ目の四角のところになりますけれども、発生頻度について書いているところでして、発生頻度は気象庁カタログの 1923 年 1 月から 2016 年 3 月のデータに基づき時R式により算定するというところ。
0:06:13	こちらは現在に現在のまとめ費用に記載している評価結果というのは、この 2016 年 3 月までのデータに基づいて算定したものでございまして、今の資料にはこの 2016 年 3 月までというところがかけておりませんでしたので、
0:06:28	こちらへ資料を修正したいというふうを考えております。
0:06:34	そこに※1 というものを注釈でつけておりまして、下に書いておりますけれども、米 1 で最新データ 2019 年 8 月までのデータに更新した場合の影響について、2 から 3 ページに示すということで、影響。
0:06:50	検討した結果を記載しております。
0:06:54	ええと今後の資料の修正で好みから 3 ページについては、まとめ資料の補足説明資料のほうに期待をする予定でございまして。
0:07:04	2 ページをお願いいたします。
0:07:08	2 ページですけれども、領域震源の諸元ということで、最新のデータ 2019 年 8 月までのデータを用いた場合の領域震源の諸元を示しております。
0:07:20	評議記載しておりますけれども、左から文献、対象領域とあって、
0:07:27	その日右側にまず対象期間が 1923 年 1 月から 2016 年の 3 月まで、これが現在のまとめ資料で記載している。

0:07:37	評価結果の算定にももともになったデータでございます。一番右側に今回影響検討した 2019 年 8 月までのデータ。
0:07:47	書いております。
0:07:49	最大マグニチュードとb値について値を比較しておりますけれども、まず最大マグニチュードについては約 3 年間のデータ更新しても値は変わらないということを確認しております。
0:08:05	右側のBTにつきましては、一部ですね萩原 1991 のエネルギーの領域、それから垣見ほか 2003 の 10C-4 中止後、
0:08:16	の領域において、こちら表の表で赤字でお示しておりますけれども、B1 のほうが若干変化するという結果になっております。
0:08:27	そのへ影響を受けての検討の結果について次の 3 ページにお示ししております。
0:08:34	3 ページですけれども、以浅最新の 2019 年 8 月までのデータを用いた場合の領域震源の地震ハザード評価を行った結果を示しております、そちらの左のほうの図にお示しております。
0:08:48	水色の実線で書いたものが現在、現在のまとめ資料に載せているという評価結果で 2016 年 3 月までのデータを用いたもの。
0:09:00	少し濃い青色で破線で書いているものをこちらが今回評価した 2019 年 8 月までのデータを用いて評価した地震ハザード曲線になりまして、ほとんどの結果としては重なるということを確認いたしました。
0:09:16	で、右側に書いている図ですけれども、こちらは今まとめ資料に載せている図の再掲になりますけれども、
0:09:23	領域震源と特定震源の震源別のハザード曲線になっておりまして、
0:09:29	領域震源については同じ水色の線で書いております特定震源をピンク色の線で書いております。
0:09:38	で、それを合わせた全体のハザード曲線をKと黒の実線で書いております。
0:09:44	ええとこれを見てもわかりますように、領域震源水色の線というのは、10 のマイナス 3 乗よりも高い範囲での全体のハザードに与える影響が大きいと。
0:09:57	ということになりまして、それを踏まえましても、大間全体のハザードに与える影響というのはもうほとんど
0:10:03	ないということで、
0:10:05	今回のこの地震データの更新が地震ハザード曲線に与える影響はないということを判断しております。
0:10:16	説明は以上です。
0:10:23	規制庁クマガエです。ご説明ありがとうございました。

0:11:49	規制庁クマガエです。
0:11:51	御説明の中で、
0:11:54	この資料。
0:11:55	ないデータですね更新されるという話もあったんですけども。
0:12:00	どこの6からどこまでの内容ですね、更新されるとかっていう、どういうふうに反映されていくのかっていうのをちょっともう一度御説明いただけますでしょうか。
0:12:11	はい中国電力の井上です。
0:12:13	まず1ページにつきましては、こちらはすでに今、本資料に載せているものを更新したのになっておりますので、こちらの内容に修正をしたいというふうに考えております。
0:12:26	2ページ目と3ページ目こちらは新たに検討した内容になりまして、こちらは補足説明資料のほうに追加をするという形にしたいというふうに考えております。以上です。
0:13:34	規制庁サグチです。
0:13:38	ちょっと今日の資料で同じぐらいだよっていうのは確認ができたんですけど、ちょっと細かい点で、
0:13:45	ちょっと確認をさせてください。
0:13:49	3ページのところで、
0:13:53	同程度、最後の
0:13:55	まとめ方っていうのが同程度になるから。
0:14:00	地震データの洪水のハザード曲線に与える影響はないと判断した。
0:14:05	で書かれてるんですけど。
0:14:07	もうちょっと多分これ細かく見ていくというのが書かれてるんですけど、このマイナス。
0:14:13	三条ですね、これより高いところっていうのは、これってどう程度っていうかほぼ一致で見えていいですかね、逆に言うとマイナス4乗。
0:14:23	より低いところって、なんか若干、
0:14:26	若干ですけども、違うように見えるんですけど。ただし、その領域震源等特定震源の影響の度合いを見たときに、
0:14:37	マイナス3乗なり、
0:14:40	その辺りから高いところでは、
0:14:45	領域震源の影響が大きいんですけども、
0:14:48	それより低いところに関しては特定震源のほうが、
0:14:52	影響が大きくて、それから

0:14:56	今回のそのデータ更新でマイナス 4 乗よりこう低いところでは微妙な違いはあるんだけど、最終的な結果として、
0:15:07	影響がない。
0:15:09	マイナス 3 乗をより高いところはもうこれほぼほぼ一致している。
0:15:13	まず、図だけを見るとですね。
0:15:16	という
0:15:17	私はそういう理解なんですけどまずそういうことでもいいのかということと、もしそうそういうことでもいいんだったら今ちょっと 3 ページの書き方だと。
0:15:28	若干午前、全部が増程度だから、いいんですみたいなそういう書き方で、
0:15:36	ちょっと、
0:15:37	どうなんですよね。違うのかなという気もするんですけど、ちょっと教えてください。
0:15:45	はい、中国電力の井上です。
0:15:47	はい。おっしゃる通りですねえと今回評価した結果については、どちらかという と 10 のマイナス 3 乗より高いところはもうほとんど変わらないという結果でそれよりも少し確率が低くなっていくにつれて、
0:16:01	まあ、ほんの少しですけども、大きくなっているような形にはなっておりますので、先ほどおっしゃったように特定震源と領域震源の関係性を踏まえると、10 のマイナス 3 乗のところ領域震源のほうが影響が大きいとそれより
0:16:17	確率が低いところは特定震源で決まっているということも踏まえて、
0:16:22	先ほどおっしゃって 10 のマイナス 3 乗よりもお高いところはもうほぼ一致しているということを少し詳細に記載のほうは修正したいというふうに考えます。以上です。
0:16:44	はい、サグチです。あとちょっと本当細かい事で申し訳ないんですけど、
0:16:50	まとめ資料の、当然 210 ページに、
0:16:55	それぞれの年超過確率に対応する最大加速度があるんですけど。
0:17:03	この辺りも、
0:17:05	変わらないっていう理解でよろしいです。
0:17:15	中国電力の井上です。
0:17:18	こちら 3 ページに載せている右側の結果を踏まえてもですね。当たり変わらないというふうに考えて、
0:17:26	おります。
0:17:31	この特定震源で決まっていますのははい以上です。サグチです。結局最終的な話になるんですけど、御社は先ほども御説明を聞くと、

0:17:43	今まで通りの 2016 年 3 月までのデータの結果というものを最終結果として、ただし、最新のデータアップして考えたとしても、
0:17:59	影響がありませんでしたよという、
0:18:04	そういう資料構成というのか。
0:18:07	そういう形にされる。
0:18:09	という御説明かなと。
0:18:12	聞いてて思ったんですけど、そういうことでよろしいんですかね。
0:18:18	中国電力のアビルです。今サグチさんがおっしゃられた通りでございます。以上です。
0:21:38	規制庁クマガエです。
0:21:40	直してまたもしかしたらまた後程確認するかもしれませんが、まず内容の説明いただいて確認をさせていただきました。
0:21:50	続いて津波の説明についてお願いいたします。
0:21:57	中国電力オダです。続きまして津波評価についてご説明いたします。
0:22:02	資料番号EPE-082 回 04 の検討反映事項の一覧表。
0:22:09	EP-074 回 04 の本編資料及びEPE-074、補会 03 の補足説明資料を用いて御説明いたします。
0:22:21	まず検討反映事項の一覧表をお願いします。
0:22:33	3 ページ目の津浪の項目を御参照ください。
0:22:40	まず 1 ポツ目には、計算格子サイズの変更について記載しております。
0:22:46	ヤマダとタニの影響を考慮するため、最大格子サイズを 3200m から 800m に細分化しまして、最小格子サイズを 6.25m の範囲をさ敷地周辺 3km 程度まで拡大しております。
0:23:01	2 ポツ目は、領域連動に関する検討内容で不確かさ不確かさとして、地震発生領域の連動を考慮した検討を実施し、検討にあたっては、津波による敷地への影響が大きい地震発生領域を抽出し、これらの溶液の連動を考慮した波源モデルを設定して、
0:23:17	パラメータスタディを実施した旨を記載しております。
0:23:21	3 ポツ目を防波堤の影響検討に関する内容 4 ポツ目が津浪堆積物調査に関する内容を記載しております。
0:23:29	5 ポツ目には、これらの検討結果を踏まえた基準津波の策定結果を記載しております。1 波源から 6 波源に変更しております。
0:23:39	各基準津波の波源の可溶については後程御説明いたします。
0:23:44	続きまして本編資料について、第 960 回審査会合及び第 151 回ヒアリングでの指摘事項を踏まえた修正内容についてご説明します。



0:23:55	本編資料の 3 ページをお願いします。
0:24:04	ここでは基準津波の策定における検討結果を示しておりますが、基準津波 1 から 6 について各波源の概要をお諮りを記載することとのコメントを踏まえまして、表の 2 列目に各基準津波の波源の概要がわかるように記載を修正しております。
0:24:22	基準津波 1 につきましては、地方自治体独自の波源戻り上げモデルに基づく検討より、鳥取県 2012 が作動が島北方沖に想定した波源モデルであるため、日本海等縁部括弧鳥取県 2012 に基づく 1 領域モデルとしております。
0:24:40	基準津波 2356 につきましては、地震発生領域の連動を考慮した検討より青森県製法沖と探しも北方機能に領域が連動する場合の波源モデルであるため、日本海等縁部括弧 2 の生きる溶液連動モデル、
0:24:56	都市防波堤なしの場合は、防波堤なしとしております。
0:25:01	基準津波につきましては、土木学会に基づく検討より F3 から F5 断層の波源モデルであるため、海域活断層括弧 F3 断層 + F4 断層 + F5 断層としております。
0:25:15	7 ページをお願いします。
0:25:23	申請時からの主な変更内容について御説明します。
0:25:27	新生児科の主な変更内容としてヤマダたいの伝播経路にあたる飯の細分化に関して追記することとのコメントを踏まえまして、一つ目の表に津波評価手法及び評価条件を追加しております。
0:25:41	申請時の評価としましては、津浪の数値シミュレーションの条件として最大計算格子サイズは 3200m
0:25:49	敷地周辺 1 キロ程度の径最小格子サイズは 6.25m に設定した上で、島根半島における再現性評価を実施した結果、計算格子説明書モデル手法を集中数値シミュレーションモデル及び計算手法は妥当であることを確認したとしておりました。
0:26:07	ヤマダとタニの影響の考慮等によりコーヒーサイズを細分化しまして、最終評価としましては、津波の数値シミュレーションの条件として最大格子サイズは 800m
0:26:18	敷地周辺 3km 程度の計算格子サイズは 6.25m に設定した上で、北海道から島根県に至る日本海沿岸における津波の数値名称の再現性評価を実施した結果、計算格子数値シミュレーションモデル及び計算手法は妥当であることを確認いたしました。
0:26:36	12 ページをお願いします。

0:26:43	地震発生領域の連動を考慮した検討の概要に関する変更内容について御説明します。
0:26:50	申請時からの主な変更内容として、日本海等縁部に想定される地震による津波について、地震発生領域の連動を考慮した考え、考え方を記載を追記することとのコメントを踏まえまして、2 ポツ 2 領域連動の検討の大まかな流れがわかる記載を追加しております。
0:27:07	続き内容としましては、検討にあたっては、津波による敷地への影響大きい地震発生領域として青森県性法規及びその後島北方沖の領域を抽出しまして、2 億円のモデルで断層長さ 350kmを設定しまして、
0:27:22	ノタ作業を実施することで、水位上昇側及び水位下降側で敷地への影響が大きい波源を選定したとしております。
0:27:30	13 ページをお願いします。
0:27:35	防波堤の影響検討の概要に関する変更内容について御説明します。
0:27:40	申請時からのな変更内容として防波堤なしケースについて、詳細のパラメータスタディを行い、防波堤ありケースと同様に漏れなく評価を行っていくことを明確に記載することとのコメントを踏まえまして、記載の修正を行っております。
0:27:55	防波堤ありなしで同様の同様の検討を行っていることがわかるように、1 ポツ目には、基準津波の策定における防波堤の影響を検討するため、防波堤なしケースにおいて、防波堤ありケースと同様にパラメータスタディを行ったとしまして、
0:28:10	2 ポツ目では、検討にあたっては、敷地への影響が大きい科医海域活断層から想定される地震による津波及び日本回答縁部に想定される地震による津波を対象としまして、地震以外の要因による津波については敷地の影響は小さいと判断したとしました。
0:28:27	最後に 3 発根としまして、防波堤なしケースにおけるパラメータ先の結果を踏まえまして、次に上昇側及び水位下降側で敷地への影響が大きい波源を選定したとしております。
0:28:39	163 ページをお願いします。
0:28:51	次に日本回答縁部に想定される地震による津波の波源モデルの設定の妥当性に関する検討方針について御説明します。
0:29:02	鳥取県 2012 の波源モデルについてパラメータの位置付けを検討した審査の経緯を明確に記載することとのコメントを踏まえまして、日本回答縁部に想定される地震による津波の波源モデル設定の妥当性検討の所を補足説明資料から本編資料に移動しまして、
0:29:19	数ヶ所規制の修正をしております。

0:29:23	この 163 ページにつきましては、検討の目的を変えるように、上の箱書きで日本海等縁部に想定される地震による津波の波源モデルの設定が妥当であることを確認するため、以下の通り検討実施すると追記しております。
0:29:38	164 ページをお願いします。
0:29:44	最大滑り量の比較検討の変更内容について御説明します。
0:29:49	鳥取県 2012 の滑り量 16mにつきまして、
0:29:53	地震調査研究推進本部 2016 及び土木学会 2016 に示される近年の長大断層に艦隊するスケーリング則を用いて算出される最大滑り量を大幅に上回る設定であること。
0:30:08	また、鳥取県 2012 が作用している竹村 1998 の月スケーリング則が準拠している内陸地震、内陸地殻内地震のデータの最大長さが 85km であり、それ以上の断層長さは外挿領域となっていること。
0:30:25	といった理由を踏まえまして、この鳥取県 2012 の滑り量 16m につきましては、からには設定であることを確認いたしました。
0:30:33	最後に 3 ポツ目では、以上のことから、日本海というふうにご想定される地震発生領域の連動向斜検討に用いる最大滑り量 12m は妥当な設定であると評価したとしております。
0:30:45	165 ページをお願いします。
0:30:50	次に滑りの均質不均質性の検討における変更内容について御説明します。
0:30:56	下の箱書きではもともと国土交通省内閣府文部科学省 2014 及び、Murotani 2015 等の最新の知見を踏まえて検討するといった内容が上の箱大きいと重複しておりましたので、こちらを修文し、
0:31:11	下の箱書きの通り長大断層に関する最新知見を踏まえると、地震発生領域の連動を考慮した検討に当たりましては、鳥取県 2012 において、採用している滑り量をきちんと均質に設定する方法は採用せず、滑りの不均質性を考慮することが適当であると評価したとしております。
0:31:31	228 ページをお願いします。
0:31:40	こちらの 228 ページでは、陸上地すべりに起因する津波の検討のまとめとして 2 層流モデルと Huberand ハード側の結果の比較を行っております。
0:31:51	比較結果の表の下に※書きで記載しておりますが、新たに Watts の手法による津波解析を行いましたので、その結果を補足説明資料に掲載しております。
0:32:02	こちらについて詳細を御説明いたします。
0:32:04	補足説明資料の 263 ページをお願いします。
0:32:21	こちらでは、陸上地すべりに起因する津波に関する補足。

0:32:26	としまして、陸上地すべりLso26を対象にFritzの励み振幅予測式を用いたWattsの方法による数値名称を加えまして、敷地への影響について検討実施しましたので、その結果を記載しております。
0:32:42	左下図にF率とWattsの式に表にパラメータ設定を示しております。
0:32:48	2ポツ目に示しますように、初期水位の設定方法につきましては、Fritzの波源振幅予測式より崩壊物が陸域から海域に突入する際の最大水位変動量及び一般的な8を求めまして、その値をWattsによる初期はけ予測式で適用いたしました。
0:33:07	264ページをお願いします。
0:33:14	こちらがワッツを適用した結果でありまして、二相流モデルによる結果と比較しますと、2002層流モデルにおいて、最高水位及び最低水位失礼しました。最高水位及び最低水位となることを確認いたしました。
0:33:28	299ページをお願いします。
0:33:39	次にF3からフランスを津波とWattsの方法による陸上地すべり津波の重畳について御説明します。
0:33:47	左図には、2号炉取水口東右図には、2号炉取水口西における各津波の時刻歴を時刻歴はけを示しております、青線がF3からF5断層、
0:34:00	赤線が2層流モデルによる陸上地すべり、
0:34:03	緑線が、Wattsの方法による陸上地すべりを這わしております。
0:34:08	これらの図でお示している通り、F3からF5断層から想定される地震による津波の発生後から50.6秒間、これがF3からF5断層の継続時間、時間ではありますが、これの任意の時間差により陸上地すべりLsoNS26に起因する津波が発生するもの。
0:34:27	もうとしましてもWattsの方法では二相流モデルと同様にF3から表断層から想定される地震による津波の最低水位が生じる時間にはこの水位は上昇側となることを確認しました。
0:34:41	なお同時発生を考慮した場合におきましても、SEの足し合わせによる水下降量につきましては、
0:34:48	最大同時発生こうした場合に最大となります。
0:34:52	300ページをお願いします。
0:34:59	次にF3から5断層と陸上地すべりが同時発生した場合の水位を足し合わせ結果を示します。
0:35:07	表で示しますように推移下降側で2号炉取水口において評価水位TPマイナス3.9mとなることを確認いたしました。
0:35:17	301ページをお願いします。

0:35:23	続きまして、F3 からF5 断層と陸上地すべりが同時発生した場合のいったシミュレーションにつきましてその結果を示します。
0:35:32	箱書きで示しますように、F3 から表断層から想定される地震による津波の発生と同時に、液状地すべりNS26 名Wattsの方法に起因する津波が発生するものとして、数値名称を実施した結果、
0:35:47	ユーザーさんからf断層から想定される地震による津波の 2 号炉取水口及び 2 号炉取水槽における水位下降側の評価水位を上回ることを確認いたしました。
0:35:59	Wattsの方法による検討の説明は以上ですが、当埋設ご説明した変更以外に考えられるとの表現につきまして、データや評価結果に基づき当社が判断する場合には、評価した判断した考えると表現に変更いたしました。
0:36:16	また、評価水位最大としていた箇所につきましては、評価水位が最高または最低といった所記載に変更いたしました。
0:36:23	以上で説明を終わります。
0:36:35	はい説明ありがとうございました。規制庁タニです。
0:36:40	まず最初の話があった
0:36:43	派遣の名前ですね。
0:36:46	これちょっと私このイメージがちょっと
0:36:51	あっていないかなと思って。
0:36:54	3 ページかな。
0:36:58	これまず最初に基準津波策定したときに名前をつけているような資料構成になってるんですけど、それを置いといて、
0:37:08	これ、基準津波 1 の鳥取県に基づく 1 領域モデルっていうふうに書いてますけど、これって、行政機関の鳥取県が、
0:37:18	やったそのまんまのモデルを
0:37:21	日ここ 2 ページで言うと比較分析をしているわけですよね。その中で、
0:37:28	ここの何か。
0:37:31	鳥取県は何か 1 領域モデルだとかそんなことを
0:37:34	言っ
0:37:36	てるんですかね。
0:37:37	鳥取県に基づく 1 領域モデルって書いてしまうと何か御社がですね、鳥取県を参考に赤モデルを作っているような印象を私は受けてしまうんですけど、この辺も何かシンプルに鳥取県のモデルだった鳥取県のモデルって言って、
0:37:54	んなるんじゃないのかと思うんですけど。
0:38:00	鳥取県に基づく 1 領域モデルっていう名前が

0:38:04	あまり実際やってることと、
0:38:07	合っていない気がするんですよね。その辺どうですかねこのどうして1領域ってわざわざつけてるのかとか、
0:38:16	確認させてください。
0:38:18	中国電力のセイキです。今タニさんおっしゃっていただきました通り、鳥取県1領域モデルっていうのは鳥取県が設定しているそのままを弊社の基準津波としたものです。その次の2領域モデルとの比較ということでちょっと1領域モデルっていう言葉を
0:38:35	達してしまったところがあるんですが、
0:38:38	鳥取県のをそのまま使った使って、
0:38:41	基準津波しているということがより明確にわかるようにですね、こちらにつきましては鳥取県モデル。
0:38:48	また、その後ろに防波堤あり防波堤なしといった記載の名前とさせていただきたいと考えております。以上です。
0:39:29	中国電力のセイキです。
0:39:32	すみません、補足させていただきますと、基準津波につきましては、日本海等縁部へ2領域連動モデル防波堤あり、
0:39:41	また基準津波4につきましては、海域活断層括弧お客さんA断層+F4断層+F5断層防波堤ありと防波堤なしといった名称を考えております。以上です。
0:40:46	規制庁タニです。
0:40:48	えっとですね、基準津波1のこの名前ですけど。
0:40:52	これちょっと今、こっちでもちょっと意見が分かれて、
0:41:03	ちょっと待ってくださいね。
0:41:59	規制庁タニです。
0:42:01	いや私今の発言ちょっと取り消させていただきます。鳥取県に基づく1領域モデルっていうのを御社のほうで名前を決めてるのであれば、もうこのままこういった名前で終わり簿等、
0:42:16	いいと思ってる、たださっきあの基準津波2で防波堤ありっていう言葉を加えるっていうのをこれはあれですかね
0:42:25	も防波堤なしって切る例えば基準津波後では防波堤なしって書いてあるのに対して、基準津波2では防波堤があるのかないのかよくわからんから、ちゃんとかありなしをここには追加していくっていうことで、
0:42:40	そういう趣旨で先ほど防波堤ありというのも追加しますっていう言葉だったっていうことですか。

0:42:47	中国電力のセイキです。今おっしゃっていただきました通りで、現在は案として防波堤なしだけ記載しておりますが、基準津波につきましては、2 領域連動モデル防波堤ありということで、割戻も記載することで、
0:43:03	わかりやすくしたいと考えております。以上です。
0:43:10	はい規制庁谷です。この辺の名前が変わるってということで、わかりました。
0:43:17	あとはですね最終的にこの名前を使うとして2 領域連動モデル棒はってなってしまうのがですね、何か資料でどこからこういうこう
0:43:30	名前が
0:43:33	変わっていくのかがちょっと私たどっていけなくて、例えば 272 ページだった。
0:43:42	272 ページとかで、
0:43:46	防波堤なしの場合も検討ケース、これをやっていくよとかいうところでは、特にこの2 領域、
0:43:53	連動モデルだとかそういう言葉が入ってなくて、ちょっと何か資料条項
0:44:02	なんて言うんですかね、一気通貫で今度どれを2 領域連動モデルってしてるのか、もちろん私審査に携わってたらわかるんですけども、これ何かどこかでこう言いかえるのであれば、ちょっとその辺資料構成上わかるようにですね。
0:44:18	していただきたいんですけど、今これわかります最後の基準津波をつくったときに名前をつけてるっていう位置付けなんですかこれ。
0:44:30	中国電力のセイキです。現状は基準津波を作った時に、そのあとに名前をつけるというような資料になっておりますが、おっしゃっていただきました通り、それぞれの検討ですね、最高裁から出てきたところで、
0:44:46	名前を定義いたしまして、そのあとの資料につきましてはその名前で展開していくって資料がわかりやすいかと思しますので、現在の資料はそうにできておりませんので資料のほうを見直させていただきたいと思っております。以上です。
0:45:11	規制庁タニです。
0:45:13	具体的にさっきの途中で地震のチャンピオンが出たときに、
0:45:22	なんていうんですかね、再名前を付けるってということなんですかその辺ちょっともう少し詳しく、どうするか教えてもらえますか。
0:45:42	中国電力のセイキです。少々お待ちください。
0:46:12	中国電力のセイキです。すいません、少し私の先ほどの説明は訂正させていただきます。7 ポツ、基準津波の策定をお願いします。304 ページになります。

0:46:31	こちら、基準津波の策定のところで名勝定義先ほどの名称定義させていただきました。以上です。
0:46:56	そう規制庁ナイトウですけれどもそうすると 304 ページより前はそれぞれのケースで最高ケースとかそういう形での使い方取得しとくと、そういうことですね。
0:47:10	中国電力のセイキです。今そのように考えております。以上です。
0:47:26	規制庁ナイトウですけど、そうするとに基準津波 1 のやつて
0:47:31	刀禰鳥取県に基づくモデルとしてずっと前で計算
0:47:37	かけてるんでしょう。
0:47:39	それを
0:47:41	入って 1 領域モデルっていうふうに変えるのは、
0:47:50	何か意図がある。
0:47:55	中国電力のセイキです。
0:47:58	1 領域モデルとこちらでつけましたのは、基準津波を並べて記載した時にですね、連動モデルが 2 領域モデルっていう名前としましたので、それとの対比で 1 領域モデルとさせていただいたんですが、先ほどの
0:48:14	タニさんからいただいた
0:48:16	コメント考えましてですね、弊社のほうでも鳥取県
0:48:22	鳥取県モデルといった
0:48:25	また、弊社のほうで、特に変更したものではないということがわかる名称のほうがいかがと考えておりますので、こちらの方、ちょっと修正させていただきたいと思っております。以上です。
0:49:01	取水塔ですけれども、名称をねそちらで決める話なので、こちらを細かい点では利率言うつもりはないけれども、
0:49:09	刀禰鳥取県 2012 に基づく 1 領域モデルという書き方をすると 2 領域モデルとか 3 領域モデルとかいろいろある中で 1 領域モデルを選びましたというふうにも読めてしまうし、でもそんなことやってないですよ。
0:49:26	ちょっとそこやってることと、名称は一對一で退避するように、よく考えてもらえればと思う。
0:49:36	はい、中国電力カシマです。承知いたしましたも先ほどセイキが申しあげましたように名称のつけ方で今おっしゃられたような誤解を招か招かないようにですね、適切な毎月直そうと思います。以上です。
0:50:13	規制庁タニです。続いてはですね、7 ページに、
0:50:21	これ会合で言ったのメッシュサイズのことを主な変更内容として追加させていただいているということなんですけど。



0:50:29	これ何か
0:50:31	申請時の評価とですね、最終評価っていうのがこう書かれてるんですけど。
0:50:37	結局御社としてなんていうのかな、最終評価も申請時の評価も基本的には計算手法は妥当であることを確認したっていうことになってて何かこう、最終評価としてはこうなんか精度よく、
0:50:53	なんて言うんですかね、ヤマダとタニの影響精度よく掴めたとしているのか、結局
0:51:02	書いている内容がもうほぼ、
0:51:04	ほとんどもともとまあ妥当だったんだけど最終評価でも、
0:51:11	また妥当であることを確認したというのはあんまりこの何ていうんすかねこれをやったことが、
0:51:17	全面的に出てないんですけど、この辺は、
0:51:23	何か制度をやっぱり高まってるとかそういうことはいえるんですかどうなんですか。
0:51:29	中国電力のセイキです。
0:51:32	現在の現状の書きぶりですね申請時の評価につきましても用いているモデルについては経営カバーが確認されたものであるっていうことで最終評価につきましても経過パワーは確認できているものであるということということでカバーに注目しますと、差がないような表現ぶりになっておりますので、
0:51:50	こちらにつきましてですね、メッシュサイズのほうに注目させていただきまして、申請時のほうはヤマダたい
0:51:58	につきまして 3200mで評価していましたものを最終評価としては 800 メーターとスターっていうところまた敷地の周辺の 6.25 メーターのサイズの場合なども拡大したというようなところ、メッシュサイズの方。
0:52:13	最終評価として記載させていただきたいと考えております。それに至ります過程のところですね、鎮静後の検討ということで、さらに精度のよい評価を実施するため、メッシュサイズを細分化したというような目的、議論させていただきましたところ、
0:52:29	期待したいと考えております。以上です。
0:52:34	中国電力シミズです。若干補足させていただきますと、今の書きぶりはですね我々の思いがあまり入ってませんので、こういった詳細な調査をするという思いがですね見えるような形ですね、最終結果のほう、補強させていただければと思います。以上です。
0:52:54	お願いします。あと、このメッシュに絡んでちょっと私確認しておきたいのがガイドですね、津波の空間はK-1 波長の 20 分の 1 とかという言葉出てくるん

	ですけど、当然これ 800 メーターしてるから、全然、これをクリアしてるんだと思うんですけど。
0:53:12	その辺どっか読めるところって資料上でありますか。
0:53:23	中国電力のセイキです。少々お待ちください。
0:54:16	すみませんちょっとあの確認していただいている間にタニタニですけどちょっと次のところにどんどん進めておると思いますが、次はちょっと細かい話ですけど、37 ページに、これ数値シミュレーション手法での計算条件ということで書かれてるんですけど。
0:54:33	高校で計算領域が日本海全体っていう書き方されてるんですけど、この日本海全体というですね、結構中ってちょっと抽象的な感じがして先行サイトとかでは、例えば何とか海峡から何とか会見までとか、
0:54:49	ちょっと細かい書き方をしているんですけど、この辺のこの日本海全体っていうのを
0:54:57	どういう範囲と思えばいいですか、もう少し具体的な片手できませんか。
0:55:05	中国電力のセイキです。37 ページ、計算領域につきましてですね、日本海、前全体という記載になっておりましたところ、修正させていただきたいと考えておりますスチーム対馬海峡付近から間宮海峡付近に至る
0:55:21	東西方向約 1300 キロ南北約 2100kmというふうに記載を修正させていただきたいと考えております。以上です。
0:55:32	規制庁タニです。はい、お願いします。具体的な場所も特定もされてやってるってことですね、承知しました。
0:55:42	あとはですね、ちょっと津波堆積物調査のところで確認をしたんですが、これ 338 ページ。いいですか。
0:55:52	これ津波堆積物調査のまとめということで書かれて、
0:56:01	ここですね、読んでいくと読んでいくとこの 71 っていうので、津波痕跡高を見つけてそれについても何か分析されてたりしてるのが、
0:56:13	どうしてまとめに入っこないのかなっていうの
0:56:17	こう考えがあればあれば、それを言っていただきたいんですけど、もう 1 点、きちりがどうなってるのかっていう話と、
0:56:25	あと最終的ななんていうんすかねまとめの
0:56:29	締め言葉が、以上より、基準津波の選定に影響がないことを確認したっていうふうにかかれてるんですけど、これは確かに
0:56:38	今までの審査で話を聞いてきたことなんですけど。
0:56:44	ただこれって、
0:56:45	別記 2 別記でどう書かれているかっていうと、

0:56:52	来は基準津波による遡上津波は、地質学的証拠や及び歴史記録から推定される津波高及び浸水域を上回っていることってということで書かれて、この
0:57:07	なんて言うんですかね。
0:57:08	上回っていることを別記で書かれているのに対して、ちょっとこの基準津波の選定に影響がないことを確認したっていうのでこれこれで終わるとですね、ちょっと御社のこの
0:57:23	どういう
0:57:24	この言葉から上回っていることっていうふうに繋がっていくのかっていうのがですね。
0:57:31	これが何か。
0:57:32	ちょっと言葉足らずなんではないのかなと思ってまして、
0:57:35	この辺、
0:57:37	どっかその上回っていることっていうことに対して、
0:57:41	ここを見れば、
0:57:44	この文章の意味がわかるっていうのをどっかありますか。
0:57:51	中国電力のセイキです。順番前後いたしますが上回っていることにつきまして、先に説明させていただきたいと思います。332 ページをお願いいたします。
0:58:14	こちらですね 332 ページ
0:58:17	あまり子神社及び名護空港周辺の痕跡高を概ね再現した波源の敷地における水位を確認した結果、基準津波に比べ、津浪高さは十分小さいことから、基準津波の選定への影響はないということを記載しておりますが、
0:58:34	こちらにつきまして右のグラフを見ていただきますと、この基準津波。
0:58:39	痕跡高から推定される津波につきましては、基準津波が大きく、その規模を高さを上回っていることもこのグラフで示しておりますので、こちらにつきましてですね、今おっしゃっていただきましたべきまたガイドに書いてありますような基準、
0:58:57	痕跡高等から推定される津波の規模を基準津波が越えているっていうことを追記させていただきまして、また先ほどの 338 ページのまとめのほうにもその旨を記載させていただきたいと考えております。
0:59:13	また日一類につきましてですね、説明させてください。1 例につきましてはこちら。
0:59:23	補足資料の 385 ページをお願いいたします。
0:59:40	結構、補足資料の 385 ページは、
0:59:44	1833 年の当時の地形をまず再現いたしまして、その上で、あまり子神社の名護空港周辺へのパラスタを行った結果の一覧表でございますので、こちらへ。

1:00:00	あまり個人じゃなく、また一類がへ基準津波で痕跡高を上回らなかったっていうところでございますが、こちらの資料に行きましたときにあまり子神社というような御空港に焦点が当たっておりまして、その理由といたしましては、
1:00:16	資料につきましてはですね、385 ページの下、一番下、基準津波の高さを見ていただきますと、1 人の痕跡高が 3.1 メーターであるのに対して、基準津波 1 で 4.9 メーター基準津波 2 で 3.3 メーターということで、
1:00:32	当時の防波堤ですね、こちらを考慮することで、基準津波で考慮し、防波堤を考慮しないことで、基準津波で上回ることを確認できておりまして、パラスタのほうへの影響なかったということで少し記載のほうが、
1:00:47	途中で漏れておりました。資料につきましては、基準津波で当時の地形を考慮することで上回った旨を資料のほうに追記させていただきたいと考えております。以上です。
1:01:02	規制庁タニです。続きっていうのはあれですかね 338 ページに 7 類についても言及したこの表に
1:01:11	今の説明はもちろん審査で聞いてるんですけど、その内容がこの 338 ページにも入ってくるっていうことで理解していいですか。
1:01:21	中国電力のセイキです。338 ページのほうに追記させていただきたいと今考えております。
1:01:30	以上です。
1:01:34	規制庁投入すはお願いしますとちょっと検討したことがわかるようにしてくださいということでよろしくをお願いします。
1:01:42	あとですね、先日促進測温これらの新知見こういったものは、
1:01:48	見ていますかじゃないけどそういうそういったこう、ヒアリングでコメントがあったと思うんですけど、その扱って今どうなってますか。
1:01:59	特に資料に入れるような知見ではなかったのか。
1:02:03	確認させてください。
1:02:06	中国電力のセイキです。
1:02:09	先日、
1:02:11	文系のほうはお話しさせてくださいお話いただきました時点です、こちらの資料修正のほうに反映することが間に合っておりませんでした、次回提出します際にはですね、資料のほうへ追記させていただきたいと考えております。
1:02:33	文献のほう確認いたしまして、
1:02:37	文献につきましてはですね、おっしゃっていただきました時神経学会の抄録とまた同様のものが土木学会論文集として出ていることを確認させていただきました。どう関わるの文章のほうを引用させていただいて、

1:02:53	資料のほうに記載させていただきたいと考えております。記載箇所として、現在は考えておりますのは、補足説明資料の 382 ページをお願いいたします。
1:03:18	文献の内容につきましてははですね、1833 年の層内沖地震につきまして、堺港で発生した浸水高ですね、こちら弊社のほうであまり子神社っていうことで呼んでいる 2.4 メーターの痕跡高ですが、
1:03:34	こちらの痕跡高につきましては、
1:03:37	日本案の
1:03:40	沿岸部のこういう周期と一致しており、励起した可能性があるっていうことを文献のほうで示されております文献では日本案につきまして観測を行ってこういう周期を求めたところが 30 分から 60 分という長周期のものが、
1:03:57	右側のほうでは聞いてきて、あまり子神社での観測地点にはその影響が励起されて反映されたといったものが書かれております。
1:04:06	弊社のこちら 382 ページで書いておりますように、
1:04:13	あまり子神社に影響の大きかったものについては、赤枠で書いておりまして、島根サイトに影響の大きいパラメータの位置については水色のハッチで書いております。教師因子が異なるということを示しております。
1:04:26	このうち傾斜角につきまして、大きく
1:04:31	影響因子が異なるということを確認しておりまして、
1:04:36	傾斜角あまり子神社に影響のあるものは傾斜角が寝てきている 30° のものが影響が大きいということですね、傾斜角が出てきますと、波長が長く周期が長くなるという傾向になりますので、そういったことがですね、日本のほうでは秋季先ほどの論文で言われている周期の長いものが、
1:04:55	励起され効いてきているっていうことに対して、発電所のほうでは、発電所がにはの周期が 3 分ということで、この資料の中でも記載しております。発電所のほうでは終期が異なり効いてきていなかったんではないかと考えております。
1:05:11	あまり個人じゃなくて、空港周辺に影響の大きい因子と敷地に影響の大きい因子の違いは日本とオダにはこういうセイキの違いであるとの本部を通して推測されるといった旨を記載したいと考えております。以上です。
1:05:26	規制庁単にすまだからこの辺はちょっと資料を反映している途中だということで理解しました。
1:05:33	はい。
1:05:34	あとですね、私は資料全体の話なんですけど、ちょっと土木学会っていう言葉がよく出てくるんですね、土木学会に基づいたとか、時々土木学会 2016 に基づくという言葉があって、この辺の使い分けを
1:05:53	二千十六、七日 2000

1:05:57	2012 時 2000
1:06:01	ただ土木学会に基づくというかかれる当行と何に基づいてるのかというのが、
1:06:10	ちょっとはっきりしてなくて、その辺はですね、ちょっと、ちゃんと
1:06:16	書いていただきたいと思いますけど。
1:06:20	これ何か使い分けはされてるんですか。
1:06:26	中国電力のセイキです。資料の
1:06:30	65 ページをお願いします。
1:06:40	資料の 65 ページの初めのポツですが、土木学会 2002 及び土木学会 2016 括弧土木学会というということで、2000 年と 2016 含めた定義としてこちら記載させていたでいております。
1:06:56	また、そこに※の 1 という事で注釈を記載させていただいておまして、
1:07:01	※の 1 下に記載しております。基本は土木学会 2016 を参照するが、土木学会 2016 に記載がない内容については、土木学会 2002 を参照し、それがわかるように記載するっていう事とさせていただいております。
1:07:18	具体的に土木学会 2002 のみを参照している箇所は
1:07:23	日本海等M359 の連動ケースですね。パラメーターの層厚フルードといったところで記載しておまして、補足説明資料の 106 ページをお願いいたします。
1:07:50	補足の資料の 106 ページのほうですね、日本回答M359 の連動ケースの層厚をつかったその表示何度降るかという標準偏差の値として、土木学会 2000 人しかへの記載のない表の
1:08:07	標準偏差のものを引用させていただいておりますこちらにつきましては、
1:08:12	土木学会 2000A16 では断層の長いものについては、層厚の必要がないといった記載、ことから、層厚の例示がなくなっておりますので、比較的断層の短いaものでも食った例が 2002 では載っていたということ。
1:08:30	こちらの保守的に使っているっていうことで記載させていただいております。
1:08:35	以上です。
1:08:37	はい規制庁刀禰です。
1:08:39	丁寧に説明ありがとうございましたつまりこれ土木学会って書いてるのは全部土木学会 2016 のことっていうことでもいいんですけど、土木学会とだけ書いてるのは、土木学会 2016 のことで良いか確認させてください。
1:08:55	土木学会と記載しておりますものは今おっしゃっていただきたい。また通り土木学会 2016 に記載があるものということでございます。以上です。
1:09:34	規制庁タニです。ちょっと、ちょっとですね、やっぱりその五、六十 5 ページで書いてる内容っていうのはこれ

1:09:42	ちょっと今の説明を全部表してるかっていったらそうそうな感じはしなくて、やっぱりどっかにですね土木学会とだけ書いてるのは、土木学会 2016 なんだっていうのがですね、はっきりわかるような別にここでもいいんだと思うんですけど。
1:09:58	書いていただけたらと思いますが、いいですかね。
1:10:03	中国電力のセイキです。65 ページのですね、こちらのほうの土木学会って記載はどう変わった 2016 時差異である旨わかるように追記させていただきたいと思います。以上です。
1:10:16	はい規制庁投入すお願いします。
1:10:20	すいません中国電力のカシマですけど、先ほどタニさんから指摘いただいたの。社長の 20 分の 1 のところをちょっと見たんですけど、記載のほうは足りてないので、こちらにつきましても計算条件のところですね追記させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。
1:10:41	規制庁タニです。
1:10:43	もともと 1 波長がどれぐらいの長さを言われてます。
1:10:48	縁部の話ですけど。
1:10:52	それ今答えることができます。1 波長って何。
1:10:57	何キロ何ですか。
1:11:03	中国電力のセイキです。すいませんすぐにとらえできるものがないので、また調べて回答させてください。以上です。
1:11:17	はい。
1:11:17	よろしくお願いします。
1:11:28	あと 1 点ちょっと細かい話なんですけど。
1:11:32	8 ページで防波堤の影響の検討ということで、
1:11:37	最終評価で基準津波の策定に反映したっていうふうに書かれて、何か前もこれ追加したみたいな言葉を書いたような気がするんですよね。要するに、防波堤なしをちゃんと見た結果、増えましたよというちゃんと防波堤なしで、
1:11:54	見たケースを
1:11:57	基準津波に
1:11:59	基準津波にちゃんと選定していますよっていうのがちゃんとわかるような
1:12:05	書き方にして欲しくて何かこ判明したって書くと、
1:12:10	跳ねてなんなのかなっていうのがあって、
1:12:13	それでちょっと、この間も、
1:12:15	言ったんですけど、前なんかこれ遂行という言葉を使ってたんですかね。
1:12:22	で、なおかつこれ 13 ページともちょっとまた記載ぶりが変わってて、

1:12:28	反映漏れなのかどうなのか。
1:12:31	ちょっと8ページの記載の
1:12:33	時実際やられてることっていうのが何か反映していただけたらなと思います。
1:12:43	中国電力のセイキです。承知いたしました。防波堤をなしケースで追加したっていったところ、また防波堤なしケースを漏れなく選んでいくということがわかるように、ほかのページとの整合を図りながら、修正させていただきたいと思いますが、規制庁大切追加。
1:13:03	明示的に言ってるわけじゃなくて13ページで書いてるようなことが、同じような形で書いたらいいのかなと思います。
1:13:13	承知いたしました。
1:13:16	既設駅、
1:13:17	市長のナイトウですけれども、そこは中国電力のスタッフとしてどうなのかってのが、
1:13:24	各ページ、すごいばらついてるので考え方を整理してください。例えば、
1:13:29	A4の横の図3ページによって防波堤ありケース防波堤なしケースで基準津波を策定。
1:13:37	を書いたんだけど、これを素直に言えば、防波堤ありケースの基準津波と防波堤なしケースの基準津波を策定しましたって書いてるんですよ。
1:13:48	これ事実と違いますよね。
1:13:51	そういうところを含めて何に基づいて何を検討して進める上で、基準津波を策定したのかって言いぶりが、
1:14:02	場所場所によって物すごいばらついていて、どれも。
1:14:06	どれも違う意味をなしているので、
1:14:11	基本、
1:14:13	的には、
1:14:14	何、どういうケース、どういうことを考えて基準津波を策定したと。
1:14:21	皆さんは考えてるんですか、そこをまず
1:14:24	ことでいいので、1教えてもらえませんか。
1:14:34	中国電力のセイキです。わかりなくなっていますところは防波堤ありケースとなしケースのところかと思っております。我々まず防波堤ありケースで基準津波影響の大きい。
1:14:52	影響の大きい検討ケースっていうものを一応に調べまして、影響の大きい検討ケースにつきまして、液状ご発展なしのケースでも同様にパラメータスタディを初めから行うってことを行っております。その上で基準津波の名前をつけますときは防波堤。



1:15:09	やはり形成出てきたものから一番から順番に名前をつけていって、波源が異なる防波堤なしケースで波源が異なるものについては、さらに基準津波として名前をつけていたといった検討を行っております。こちらの資料間で
1:15:25	考え方は整合するように記載のほう修文させていただきたいと思います。以上です。
1:15:34	規制庁の伊藤ですけども。
1:15:37	今の説明聞いてもねよくわかんないケースについて、防波堤ある中で、
1:15:43	影響の大きいケースについてなしのケースを検討しましたけれども、給水
1:15:50	給水行くの大きいケースについて、
1:15:53	っていうわけじゃないよね。
1:16:04	中国電力が定めてるケースって評価水位最高ケース等、
1:16:10	評価水位最低ケース。
1:16:12	っていう形で係数を使ってるという、
1:16:15	それを引き続いてやったのか、そういう言い方されていると我々の理解と大分違うんだけど。
1:16:23	中国電力のセイキです。申し訳ございません検討ケースといった言い方が
1:16:30	狭い最後の決定したケースだけを示すものではなくですね、
1:16:36	検討に至った
1:16:40	検討のケースのは初めの概略パラメータスタディから詳細パラメータスタディに至るといった一連の流れを含めて今ケースと言ってしまいました。
1:16:52	そういった一連の流れの概略詳細含めた一連の流れのもので影響の大きいものを防波堤ありのほうで先に調べまして防波堤なしでも
1:17:05	一連については、パラメータスタディを初めからすべて実施したっていうことを行っておりますので、そのことがわかるようにしたいと思います。以上です。
1:17:22	規制庁ナイトウですけどもわかるように記載しますではなくて、どういうふうに考えたのかを
1:17:28	まずはですね、口頭でいいから説明してと言ってるんですけど。
1:17:46	中国電力のセイキです。269 ページをお願いします。
1:17:59	269 ページ、こちらの防波堤ありケースの
1:18:05	評価水位ということで、津波評価結果のまとめを記載したものでございます。
1:18:12	防波堤ありケースでですね、影響の大きかったものにつきまして、ピンクのハッチや、
1:18:20	ピンクの枠が枠囲みを記載しております。
1:18:25	うんことを受けましてですね、
1:18:28	緑、表の

1:18:31	左端にですね、緑色の丸をつけさせていただいております。こちらが防波堤なしケースで検討実施する検討ケースと記載しております。こちらケースという言い方が出て参りますが、やっております内容につきましてはですね。
1:18:46	自治体独自の波源モデルに基づく検討、鳥取県 2012 ですね、例えばこちらを初めから防波堤なしケースなしなしの場合も、実施するといった意味合いで緑の丸をつけております。
1:19:01	そういったものを行いまして防波堤ありケースありなし、それぞれ
1:19:07	再度、
1:19:10	基準津波の選定に上がってきたものを並べるといったことを行っております。以上です。
1:19:19	中国電力の清水です。若干補足させていただきますと今のがですね検討の波源の考え方でございまして具体的なケースにつきましては、
1:19:29	206-2-270 ページ以降に書いております。
1:19:34	その詳細は 272 ページのほうに書いておりますけども、
1:19:39	200 検討なしのケース検討ケースは、真ん中の列の方にありますように検討ありのケースと同様にですね、右側のほうに検討なしのケースを実施しております。具体的にはですね鳥取県が先ほどの緑色の丸がついたものですけど、鳥取県が制定したものは、
1:19:57	ありのときにも、鳥取県さんが 2 ケースやりましたので、今回のぼぼねえ防波堤なしの場合も 2 ケース。
1:20:04	それから連動に関してもこれは若干のパラスタの流れの中でですね係数違いますけど、ありの場合は約 884 ケースやっておりましたけどCの場合は、結果的に約 6 ケース。
1:20:16	それから海域断層を海域活断層につきましても、これもパラスタの関係で 84 ケースから 39 ケースということで、基本的には同様なパラスタメータースタディをして防波堤なしの場合についても基準津波を選定していると。
1:20:32	ということなのでその辺の考え方はですね、ケースケースという言葉の使い方も含めてですね、わかりやすく、
1:20:40	補正後がないように、今チェックしておりますので、それを展開させていただければと思います。以上です。
1:21:17	規制庁タニですが、さらにちょっと細かいこと 13 ページで最後に、
1:21:24	影響が大きい波源を選定したってという選定したってという言葉を使ってるんですよ。
1:21:30	この選定っていうのは基準津波に選定したってということ。
1:21:35	であれば、何か基準津波日程入れたほうがいいんじゃないんですかっていうのと、

1:21:42	何か横並びで見ると 1012 ページとかは、
1:21:45	もう大きい波源を選定したって書いてて、
1:21:52	これは基準津波に選定したって意味ではない。これもこれも基準津波に選定したって意味なんですか、ちょっとこの選定したってというのが、
1:22:04	何に選定したのかを、この 12 と 13 ページのこう書き書き方でよくわかんなくって確認しています。
1:22:17	中国電力のセイキです。13 ページの防波堤の影響検討につきましてはですね、基準津波に選定したということで、そちらがわかるように記載させていただきたいと思います。
1:22:30	12 ページにつきましてはですね、
1:22:35	こちら、
1:22:37	こちらの中ではまだ基準津波選定したといったようなことまでを記載すべき。
1:22:42	ところかどうかということも含めてですね、検討させていただきたいと思います。こちら
1:22:52	はい。
1:22:53	そうなんです
1:22:56	汚水記載のほう
1:22:58	考えさせていただきたいと思います。以上です。
1:23:03	タニですよろしく申し上げます。
1:23:13	中国電カシミズです。先ほどの件ですけど 12 ページのほうですね、アイドルに記載してます通り、ここについては申請からの変更点ということで地震発生領域の連動を考慮した検討をどのように実施したかというところになっておりますので、
1:23:28	この二つの領域が連動することも考慮して波源を検討した設定したということなので基準津波まで最終的には行っておりますけどここで言いたいことはですね。連動を検討したということなので、そのタイトルにみあった
1:23:45	結合にしたいと思いますんで、その次の 13 ページについては防波堤の影響を検討した結果だなので、ここも検討したということだけで終わっても仕方ない話なのでここについては基準津波を選定したといったところをですね、期待したいと思います以上です。
1:24:05	タニです。はい、ありがとうございます。わかりましたの状況、
1:24:17	規制庁ナイトウですけども、ここはね、もうちょっとちゃんと書き方を考えて書いて欲しいんですけども。
1:24:25	所 13 ページだと防波堤の影響検討ではないんですね防波っていうのを、有無の影響を踏まえた

1:24:35	何だろこれ。
1:24:39	基準津波の
1:24:42	選定の
1:24:49	以上な変更内容だけど、こういう検討しましたというのが、変更内容ではないです。
1:24:57	検討した結果としてそれを考慮したものを
1:25:02	きちんと選定しています。
1:25:05	選定しとったということが、
1:25:09	変更内容なんじゃないんですか。
1:25:25	はい、中国電力のカシマです。申し訳ございませんエンド今ナイトウさんおっしゃられたように、この防波堤の影響検討を実施したというよりもむしろこういった
1:25:36	有無の影響を踏まえた上で基準津波を選定したというのが、申請以降の追加実施事項でございますので、こちらのほうですね、主な変更内容のところ、防波堤の影響検討という表現し、訂正させていただきたいと思います。
1:25:52	以上です。
1:25:56	規制庁ナイトウです。お願いしますよとねこの全体の立て付けもそうなんだけど、結局の前半でやってるのは、
1:26:05	防波堤ありケースで検討しているってということなんですよ。
1:26:12	1億事業カシマです。おっしゃる通りでありケースで検討しております。以上です。所それ最初に文言を申すおりケースでこういう考え方で検討しました。
1:26:24	で、当なしケースを検討するのだからって行われるように防潮棒防潮抵抗の形状を踏まえと上で、こういう条件でやるんだけれどもその時に魚
1:26:39	影響の大きい波源としての日本海等縁部等、
1:26:46	何をこうは影響が大きいことを確認の上それについてない場合のパラメータスタディを実施して、
1:26:56	影響のぼ冒頭はって管内条件の時の
1:27:03	敷地に影響が大きい波源を選定したってということなんじゃないんですか。
1:27:10	等という理解でいるんだけど、そういうふうに書いているところが、
1:27:16	どこにもないんだけど、あります。
1:27:28	はい、中国電力のカシマです。申しわけございませんとこちらですねおっしゃられた通りまず順番として防波堤ありのケースでやった上で、
1:27:38	最終的には、あと影響の大きな津浪あの津波の要因となるもので、以下の防波堤なしのケースでやっているというところなんですけど、資料のフローの中でもそこら辺がですね、今ちょっと見えなくなってしまっておりましたので、

1:27:54	全体がまず防波堤ありのケースでやっているというところがですね、わかるような形で追記をさせていただきたいと思います。
1:28:04	全体の中でわかるようにちゃんと書いて欲しいです。我々の理解としてはもっと防波堤があるケース。
1:28:14	あるケースと言ってももうブロック住んでるところは影響がないからそれは無視した形でもってやってまずはそれで敷地に大きな波源を選びましたREいい防波堤の構造を見た上で耐震構造じゃないということも踏まえ、
1:28:32	じゃなくしましょうということになったときにそれをすべてのケースやるわけじゃなくて、ありのケースで敷地ののに影響の大きい波源を
1:28:43	峻別してあげて、それについてありのケースと同じような形でいろいろなパラメータを振った上で吸収を踏まえた上ですべて影響のあるものを
1:28:57	波源を抽出しましたと、それを比較を有りのケースとなしのケースを比較をしてありのケースで採用されてないなしのケースがあればそれを基準津波として採用しましたって、そういう
1:29:12	作業をやったと理解してるんだけどそれでいいですよ。
1:29:18	はい、中国電力カシマですよ。おっしゃる通りです。
1:29:22	以上です。
1:31:09	特殊なのですけど、どうもねその流れがちゃんと会計ってことって話なんだけど、2ページをもう最初の採掘決定入所と6章ではやってますとはけ6署とおっしゃってるわけでしょ。
1:31:23	6章一定で最初に何か特にこんする検討委検討方針と271ページに書いたんだけど。
1:31:31	記述不足防波堤の影響という記述。
1:31:34	なしケースにおいて冒頭ありケースと同様にパラメータスタディをこうなん。
1:31:43	こういったっていう
1:31:46	検討にあたっては、機能影響が大きいみ対象とし、
1:31:52	小さいと判断した。
1:31:54	これは2ポツは何、何。
1:31:57	何でこう判断したの。
1:32:00	が書いてない。
1:32:07	3ポツも発展なしケースのプロセスで結構噴霧水10敷地に大きい波源を選定する。
1:32:19	これも波源を選定をした。
1:32:28	大きな要因を選定をとろう
1:32:32	以上で基準津波のところはどういう考え方で選定したのかということ。

1:32:37	ニイ東部はずなのだけれども、もう
1:33:06	コスト高いってないの。
1:33:12	本件検討のまとめ
1:33:20	中国電力のセイキです。少しよろしいでしょうか説明させていただいてもよろしいでしょうか。
1:33:28	おい。
1:33:31	今、ナイトウさんのおっしゃっていただいた通りなんですが、171 ページのほうでですね。防波堤の有無に関する影響検討方針ということで記載させていただいておりますので、1 ポツ目では防波堤なしケースについてありケースと同様にパラメータを
1:33:49	スタディを行うということで、2 ポツ目については先ほどおっしゃっていただきました通り少し言葉が足りておりませんで、防波堤ありケースのエア防波堤なしケースの検討にあたっては防波堤ありケースで敷地への影響の大きい
1:34:04	これこれこれを対象とするっていうことを行っております。
1:34:11	防波堤なしケースの結果におけるパラメータスタディを含めて、波源を選定するということで基準津波の 7 ポツのほうに飛んでいくっていうことでございますので、7 ポツのほうを見ていただきまして、304 ページをお願いいたします。
1:34:29	まず 304 ページのほうで防波堤ありの条件による基準津波ということで厳しいものを結果を一覧表で記載しております。
1:34:41	次に 306 ページのほうで、
1:34:45	防波堤なしケースについて、厳しいものを記載しております。赤の箱書きで赤の枠囲みで記載しておりますものが防波堤なしケースでありケースと異なって追加された波源っていうことで記載させていただいております。
1:35:02	こちらのほうで追加になりまして、309 ページのほうで、
1:35:09	基準津波のほう、1 から 6 っていうことでまとめているっていう検討の流れとなっております。以上です。
1:36:14	規制庁の伊藤ですけれども、この辺の流れがねおもしろくわからなくなっていて、例えばね 269 ページ、これ簿
1:36:24	補訂ありケースのやつですよ防波堤ありケースの追随率を保険を選定いいせんっていうか、どういうものがあるのかって波源域と検討ケースでもって全部並べるわけですよ。
1:36:41	それぞれの
1:36:43	モデルの
1:36:45	四つの一番影響の大きいやつを持ってきて、みんな並べて、こういう影響の結果ですとしてるんだよね。

1:36:53	通常レイクと防波堤のなしのケースが
1:36:58	なければ、このモデルの中から選定したモデルの計算結果に基づくもので具選んだモデルの中から基準津波としてこれを選びますっていうのはまれに行くわけでしょ。
1:37:13	Bなんだけど。
1:37:22	門戸起動これだけ見ても有りの場合についても、こっから
1:37:38	この結果心
1:37:43	以上、
1:37:46	小城 5 日本
1:37:51	それ以後、
1:37:54	損保
1:37:56	結局、保険が一緒だから、
1:38:00	4 法
1:38:02	お選びましたようになって
1:38:08	じゃあ、
1:38:10	以上の水位のケースをどうしている。
1:38:15	中国電力のセイキです。すいません。
1:38:18	先ほどの説明と 1 ページ飛ばしてしまったのでわかりにくくなってしまったかと思ひます。今おっしゃっていただきました通り 269 ページに戻っていただきまして、269 ページはおっしゃっていただいた通り、防波堤ありケースの厳しいものを
1:38:34	すべて記載したものでございますので、緑のぽつがついているところについてはまたパラメータスタディを防波堤なしケースで、やはりやり直すといったことを行っています緑のポツが五つございまして、こちらにつきましてパラメータスタディを
1:38:49	1 から行った計算結果というのが 301 ページのほうに記載しております。
1:39:13	規制庁のところ 301 ページの国語そう決意コスト保険っていう
1:39:18	ごろこれを査定ありのケース等、
1:39:23	異なる
1:39:27	敷地に影響を与えるると異なる波源っていう
1:39:32	ことだよね。
1:39:34	人波源
1:39:38	おっしゃっていただいております異なる波源でこちらヤマダ一つ波選んで潜熱以下という表現はふさわしくなかったかと思ひます。異なるものです。
1:39:51	そこで防波堤のニコンコンする影響。

1:39:54	検討結果、
1:39:57	として5。
1:39:59	結論としては何なの。
1:40:01	ですか。
1:40:04	ありのケースとは異なる波源が、
1:40:08	上りますと、
1:40:11	俺の波源と同じもの。
1:40:14	に加え、
1:40:17	異なる波源の選定されたっていうのが結論ですか。
1:40:29	その通りでございまして、301ページのほうで防波堤があるときと同じ波源が 厳しいものもありますし、異なる防波堤なしのときに異なる波源もあったという ことで、
1:40:45	異なったものについては赤の枠をつけているっていうものでございます。以上 です。
1:40:50	ちょっと確認なんだけど、これ301ページの赤枠以外は、
1:40:55	Eと同じケースっていうことでいいですか。
1:40:59	同じ同じ波源ということでもいいですか。
1:41:02	中国電力の請求その通りでございまして。以上です。
1:41:15	レポそう簡潔に書いてもらえません。
1:41:22	承知いたしました。
1:41:28	D、基準津波のほうに行くんだけど、基準津波。
1:41:32	策定に行くんだけど、9数割ケースに切る基準津波の策定なんですか。
1:41:43	っていう、
1:41:44	交差点なしの条件に、
1:41:48	基準。
1:41:51	基準津波策定のところも大きく表題の立て方が今ひとつよくわかんなくて7 の一応ありケースにより基準津波の測定の2号の指揮ケースに基準津波を
1:42:02	測定、それぞれ別に基準津波を策定しているような表題になってんだけど、そ ういうことなんでしたっけ。
1:42:18	中国電力のセイキです。
1:42:21	並べて、すべての結果を述べて書くという
1:42:25	方法も、この記載の仕方もあろうかと思いますが、今の検討の流れということ で、基準津波に番号がついておりますのでその検討の流れのほうですね、わ かるように記述の話で選び、次に異なる。



1:42:39	源泉あまりで選びなしで防波堤なしで異なったものを選んでるっていうそう いた検討の流れを踏まえて書いております。
1:44:10	えっとね、規制庁の後ですけど、やっぱりこの表題の立て方がしっかりしてい なくて、どこか一番しっかりこないの後、
1:44:18	309 ページですね、90° これ基準津波の測定の記述促進に関する求めるんだ けど。
1:44:25	っていう、
1:44:26	検討結果概要。
1:44:35	になってるんですね、どこで基準津波策定してるわけじゃないんだって いうね。
1:44:40	基準津波の策定をしているのを、
1:44:45	前なんだよねやっぱりね。
1:44:55	これそう皆さんやってるのってちゃんと正しく書こうとすると、基準津波の測 定で防波堤ありに関する検討結果に基づく
1:45:08	基準津波。
1:45:12	のをピックアップをして
1:45:15	もう調整なしのときに、それ以外の波源がピックアップされているかどうかをチ ェックして、それ以外のものがあれば、基準津波のものとしてピックアップして いて、それぞれの検討結果から、基準津波を策定しました。
1:45:33	っていうことなんじゃない。
1:45:34	御そういう何か基準防波堤ありのケースの基準津波を作成します。なしのケー スの基準津波を策定します。
1:45:51	なんですかね。
1:45:54	中国電力のセイキです。やっておりますことは今ナイトウさんがおっしゃって いただきました通りかと思えます。防波堤なしのときにですね、赤枠で囲って示 しているものこれが追加になりますということで追加分だけを
1:46:10	もう少しわかるように記載したほうが記載のわかりやすくなるかなと今議論さ せていただいて感じました。そのような記載に見直しをさせていただきたいと思 います。以上です。
1:46:23	規制庁ナイトウですけど、追加なんですかねだからやっている行為やってきた 審査の中でやってきた順番としてを追加になってるんだけど、検討としては別 に追加ではないですね。
1:46:44	防波堤ありと異なる波源が防波堤なしで出てきたということで、そちら。
1:46:54	新たな基準津波として加えたという。
1:46:58	あとですね、追加といいますか

1:47:01	先に防波堤あるケースを見たというような順番というところがございます。以上です。
1:47:11	規制庁ナイトウですけれども、これやってきた順番に引っ張られ過ぎている気がするんだけど。
1:47:18	全体としてやったのは防波堤ありのケースで影響の大きい波源としてはこういう波源があります。
1:47:29	とピックアップして、防波堤なしのケースではいい発電所に影響の波源としてこういうものが挙げられます。
1:47:38	で挙げてみたときに、重なってるもそうだけれども、同じものはそうだけれども、それぞれ影響の大きい波源を選んで、
1:47:50	それを全部、基準津波として選定をしましてやってるんじゃないんです。
1:48:07	中国電力のセイキです。301 ページが防波堤なしのケースで厳しいものを
1:48:20	防波堤ありのケースで厳しいものも含めて、厳しかった波源も含めて防波堤なしのケースで厳しくなった結果をすべてまとめたものが 301 ページということに
1:48:33	なりますので、今おっしゃっていただいた通りありのものを並べて、各なしのものを並べて各といったことを行っておりますで異なるものについては赤で枠をつけて、別に基準津波としたというものです。
1:49:12	規制庁の伊藤ですけど、わかったわかったけれどもわかったけれどもやってることは、そうすると防波堤ありのケースで当防波堤ありのケースで影響の大きい波源を
1:49:29	まずは基準津波としてピックアップしました。
1:49:32	防波次に防波堤なしのケースで影響のある波源として、すでに選んでいる波源と異なるものを
1:49:44	選びました。
1:49:46	そういうこと。
1:49:49	その通りでございます。以上です。
1:51:28	中国電力の清水です。ちょっとですね今回わかりやすさの観点ということで我々が思って買っていいというか、考えたのがですね 301 ページのところの有無の件、防波堤の有無を検討してですね。
1:51:44	もう防波堤ありのケースに対してなしのケースが波源が校となったものを赤いものということで、追加しました。で、都合これで見ていただくと上から六戸のロック六甲の波源があるということがわかりました。
1:52:00	それですね 303 ページ以降ですね防波堤改めてここで防波堤ありの計装 7-1、防波堤 7-1 をなしのケースということで整理した上でですね、7-3 というところに、全体をもう 1 回求めるということで、

1:52:18	簡単に言うと1回まとめたものをまた分解してまたまとめているというちょっとこんな流れになっているので、7-1と2はですねやっぱりこの流れを邪魔しているような気がしますので、その系統が解るようにしてですね、簡単にどこなのIとIIのあたりはですね。
1:52:36	削除させていただけて、基準津波の策定は、基本的には7-3と同じものなの301ページから7-3のほうに飛ぶような格好ですね。
1:52:46	ちょっと整理し直したいと思います。
1:54:26	規制庁ナイトウですけれども、とね、ここはちょっと言葉
1:54:31	日本語問題なんだけど、よく注意してもらいたいのがありの径防波堤ありのケースの基準津波を選んでいたり、
1:54:40	防波堤なしのケースの基準津波を選んでもるわけではないですよ。
1:54:45	そこいですか。
1:54:47	ありなし、それぞれについて敷地に影響を与える波源を選んでそれぞれからは敷地に影響のある波源を基準津波として選んでもるんですよ。
1:54:59	防波堤ありのケースの基準津波を決めているつもりは全くないんですけど、我々、
1:55:05	おっしゃっていただいた通りです。防波堤ありの検査見直しの基準津波といったものではございません。以上です。
1:55:28	あくまでも高これ順番で並べるんだったら並べるでいいんだけど、あくまでも防波堤ありの
1:55:37	ある人の際の
1:55:39	検討結果から、敷地に影響の大きい波源として何なりを選びました。
1:55:47	プラスなしのケースによる検討結果から、敷地に、
1:55:53	にくくなる波源としてありのケースのときに選んだ以外の波源を
1:55:58	基準津波に選定しましたですよ。
1:56:03	決してその防波堤があるのケースの基準津波となしのケースの基準津波を
1:56:09	作ってるわけじゃないはずなんですけど。
1:56:15	中国電力のセイキですおっしゃっていただきました通りです
1:56:19	表題の記載のつけ方がですね、誤解を招くようなものになっておりました。申し訳ございません。
1:56:59	規制庁ナイトウですけれども、考え方を、そういう理解だということで合意できているので、そうするとという4の横の3ページとかも含めてね記載の仕方という本編本体の
1:57:15	基準津波の選定の部分の書き方、そこをちょっと誤解のないようによく整理してもらえませんか。

1:57:26	中国電力のセイキです。承知いたしました。
1:57:38	歴史をナイトウトで最初に戻るんだけど、メッシュを切って経過／どっちもOKですっていうのはどっか資料載ってるの。
1:57:56	すみませんちょっと探しますのでお時間をください。
1:58:17	中国電力のセイキです。
1:58:21	名称を見直した後のですね、経過PARにつきましては、55 ページ、56 ページ、57 ページというところをまとめが 57 ページですが、こちらのほうに記載しております。見直す前の値が、
1:58:36	幾らだったかっていうのは、申し上げたこの資料の中には記載のほうがありません。以上です。
1:58:56	規制庁の伊藤ですけども、刀禰傾向／だけに限らないと思うんだけどメッシュを細かくして改定地形ちゃんとやってるから、より再現性が高くなっている。
1:59:07	はずなんだけど。
1:59:09	それをどうやって説明されるのかっていうところはよく考えてもらえませんか。
1:59:40	中国電力のセイキです。
1:59:45	飯を細かくしてますので、再現性の上がっているものと思いますが、ちょっとどのように、資料化すればいいかっていうところを考えさせていただきたいと思います。以上です。
2:00:00	中国電力シミズです。ちょっとその数字がどうなってるかっていうのがよくわかった今ここで即答できないんですけどあの補足の 25 ページ見ていただいてですね、もうメッシュ汚染
2:00:13	細かくするとか、伝えると合わせてですね、あの痕跡地点のデータもですね、この 25 ページに書いてある通りですねかなりデータベースが整備されていまして、合わせております。この中にはですねちょっと根拠のないようなデータもですね変更後の方にもありますので、
2:00:32	ちょっとまず数字見て上見た上でですね、そこをどう説明するかというのはですね、記載考えたいと思います。以上です。
2:01:40	規制庁サグチですけども、ちょっと全体通して大きいところ。
2:01:46	確認をさせてください。
2:01:48	まあさっきからちょっと
2:01:50	いろいろ確認ありましたけど、
2:01:52	309 ページっていう、そのあとこれ、基準津波策定のまとめに関することなんですけど、一応概要と分かれてますけど、どうという形で、
2:02:04	基準津波を策定したかというのがわかるようにまずしていただきたい。
2:02:10	何故かっていうと、上の箱書きで文章書かれてますけど。

2:02:16	ちょっと確認をするとですね。
2:02:19	基準津波位置等基準津波 4。
2:02:22	これについては、何で策定されたのかっていう理由が実は書かれていなくて、
2:02:28	基準津波 2 だと日本海東部に想定される地震発生領域の連動を考慮した検討も評価水位最高ケースとかですね。
2:02:39	基準津波 3、
2:02:41	とかは、
2:02:43	その最低ケースと、
2:02:46	あと基準津波 5 とか 6 っていうのは評価層位最高ケースとか最低ケースって、ちゃんと書かれてるんですけど。
2:02:53	その記述の 1 と 4 は、
2:02:55	書かれていなくて、これの波源を
2:02:59	について策定するっていうことだけでなぜその波源のうち、どういう理由で策定したかっていうのわかるように、よりは、きちんと
2:03:07	していただきたいんですけど。
2:03:12	中国電力のセイキです。承知いたしました。津浪 A1 と 4 につきましても
2:03:20	こちらのケースで選定されたのかっていうところの理由がわかるように追記させていただきます。以上です。
2:03:27	はい、サグチですじゃあそこはよろしく願います。あと今日ちょっと御説明があったの。
2:03:33	陸上地すべりの話ですね、ワッツでもう検討して二相流モデルのほうが大きいので、影響ありませんよっていうご説明だったと思うんですけど、その説明自体については理解は 3 ですけど、そうすると、
2:03:51	228 ページのこの資料の位置付けっていうのが実はよく
2:03:56	またわからなくなってきちゃうんで。
2:03:58	なんでこう
2:04:00	Huber とかの予測式と比較して二相流のが大きいので、二相流で管路解析を実施するのかっていうのがよく。
2:04:10	わからなくて、しかも、これってあくまでも上昇側を比較されているだけで下降側については一切触れていなくて、
2:04:20	そうするとなんでじゃあ上昇だけでいい側だけでいいのっていうのが実はよくわからない。
2:04:28	当然ながら、
2:04:31	海底地すべりのところは同じように約 11 ページによって、これは当然上昇側も下降側も当然比較をされていて、

2:04:39	二相流モデルの過料両方とも上回っているので、掃流モデルでやりますよと。
2:04:48	いうこれは非常にわかりやすいんですけど。
2:04:52	とにかく228 ページの位置付けと加工のもわからなくて、
2:04:58	補足で御説明ありましたけど、
2:05:01	最終的な基準津波。
2:05:04	としてはもちろんこれ
2:05:07	掃流でやったほうが、
2:05:10	そういう上昇側と下降側についても、両方とも厚手やるやつよりも上回っているんでこれらの組み合わせですねっていうのも含めて、
2:05:21	っていうことなんですけど。
2:05:24	ちょっと数字だけ出されちゃうと、
2:05:28	例えば、
2:05:30	19 ページとか 20、20 ページに出されている。
2:05:35	いわゆるこの
2:05:37	ⅢからF5 断層も、
2:05:39	ものと陸上地すべりのNS26 の組み合わせ。
2:05:45	の水位の下降側っていうのはWattsで組み合わせたほうが、
2:05:51	低いわけなんですよね。
2:05:52	0 んなせじゃあ低いのにそっちは参考扱いで、
2:05:58	この 19 とか 20 っていうのが、二相流でやったものとして、最終結果として載せられているのかわからない。
2:06:07	なのでちょっとここは、
2:06:10	流れですよ。
2:06:11	全体としての流れ、あくまでもWattsでやったものと二相流でやったものと、
2:06:18	比較をして、
2:06:20	この項 2 号炉の取水口でしたっけ。
2:06:25	ここで比較すると二相流の方が上昇側下降側ともに推移を大きくなったり小さくなっているんで、二相流です。やりますと言った上で
2:06:40	やっていくのであればわかるんですけども、
2:06:45	もうWattsを何か最後の組み合わせのところまでやっちゃった上で数値まで出しちゃって、なおかつ、これは参考ですよって言われるのはちょっとよくわからないんで。
2:06:55	そこはちょっと整理をしていただけますか。
2:07:04	中国電力のセイキです。

2:07:07	整理はさせていただかなければいけないと今思いましたが我々の間か今の考え方としてはですね、陸上地すべりの複数手法は、
2:07:19	2層流モデルとHuberであるってということで本編資料のほうに、この二つを記載させていただいております。そちらの方が今これまで審査を受けてきた流れかと思いそういうふうに記載させていただいております。
2:07:31	Huberにつきましては時刻歴はつきりを持つようなデータではございませんので管路計算作業の計算などに用いていけるものでありませんので、上げ側の比較をさせていただいたってところでございます。
2:07:46	ゴソツとはいえ、あの補足説明資料のほうで今回Wattsのほう、追記させていただいております、ワッツの方が重畳させたときに厳しい結果となっているように見えるというところにつきましてはですね、200先ほども説明させていただきましたが、200、
2:08:02	補足説明資料の299ページのところでですね。
2:08:07	記載させていただいております通り、
2:08:13	二相流もワッツも海域活断層が下げ側のときにそれを持ち上げるような移送の方向であると。
2:08:22	持ち上げる量が2層流のが大きくて、Wattsのほう小さいために、ワッツと内活断層組み合わせるときが重畳させると厳しくなるっていうふうに評価されるといいます。
2:08:37	しかしながら、ここで一番厳しいのは解決など単独であるということが大事であると思っております、振幅を見ますと、2層流の方が大きなものでございますので、
2:08:50	これまでも審査の
2:08:53	説明通り重畳させるべきは二相流モデルということで資料のほう、そのように残しているというものでございます。以上です。
2:09:06	サグチです。これは別に私も少なくともその基準津波選定の選定とか策定のとときに影響を及ぼすものじゃないっていうのは当然理解はしていますけれども、その前段階の話で、
2:09:21	じゃあどうなんだっていうのが今セイキさん御説明ありましたけど、
2:09:27	ちょっと
2:09:28	なかなか今の御説明では厳しいかなというところで、
2:09:34	最終結果として、
2:09:36	影響はありませんでした。
2:09:38	っていうのはもう当然我々も理解はしていますが、
2:09:43	が、

2:09:44	なぜ、繰り返しになりますけれども、
2:09:48	二相流とHuberと。
2:09:51	この二つだけで比較をするのでいいのかどうか。
2:09:55	上昇側だけで、なぜなぜ比較をすればいいのかどうかというところは、
2:10:01	ちゃんとを整理していただければと思います。
2:10:13	うん。
2:10:16	中国電力のカシマです。承知いたしました。先ほどのセイキの説明にも繰り返しもありますけれども等はちょっと二相流の比較をして上昇側のみでなく、下降側につきましても、二相流のほうが厳しいというのが前提での検討となっておりますので、
2:10:33	その辺りの整理も含めてですね、改めてさせていただきたいと思います。以上です。
2:15:05	規制庁クマガエです。
2:15:08	津波についてもですね、今いろいろと確認できましてコメントも幾つかさせていただきましたので、
2:15:14	人ですね、ご対応いただければと思っております。
2:15:18	時時間も大分過ぎてきてはいるんですけども。
2:15:23	敷地内だけはですね、今日ちょっと確認しておきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。
2:15:31	はい、1億燃料カシマそれでは敷地内のほうの説明させていただきたいと思えます。
2:15:38	中国電力のユリです。それでは敷地内地質のほう御説明させていただきます。まずA3の全体概要のほうから御説明させていただきます。
2:15:48	2ページ目の最上段、お願いします。
2:15:52	敷地の地形地質地質地質構造ということで記載しております。
2:15:57	こちらは前回の会合の指摘を踏まえたまとめ資料の修正に合わせまして、内容の修正を行ってございます。まずポツの一つ目ですけれども、
2:16:07	家褶曲に関する記載でございます。こちらまとめ資料に合わせて追記をしております。
2:16:13	ポツの二つ目でございますけれども、こちらエース
2:16:18	土地のところで層面断層としてシームが認められるということで記載をしております。
2:16:23	こちらああの会合での御指摘を踏まえまして、断層の定義、それからシームを定義を整理しまして表現の見直しを行っております。
2:16:31	なのでとシームを断層ということで、こういった記載をしております。



2:16:37	またこちらのB23 シームを代表とする流れが根拠として示して再整理を行いまして、敷地に分布するシームは同様の整理できています。またB23 シームが最も連続性の高いシームでございます。
2:16:51	日 23 シームは出現率が高く、K面的な広がりをもって分布しているとこうい ったことを踏まえまして、B23 シームを対象に活動性評価を行う旨を記載して ございます。
2:17:05	最後一番Ac下段のところでございますけれども、以上のことからということで、 敷地に分布するシームは、将来活動する可能性のある断層等に該当しないとい うことで評価している旨、記載をしてございます。
2:17:20	続きまして本編資料のほうを御説明させていただきます。
2:17:27	1 ページをお願いします。
2:17:32	こちら会合からの修正ということで、青字で修正を行ってございます。
2:17:38	まず右上のこちら概要の資料でございますけれども、右上、右上のポツ二つにつ きましては、先ほどご説明しましたA断層とシームの定義、そしてB23 シーム の代表性の観点から、修正を行ってございます。
2:17:54	こちらの 2 点につきましては、資料全体ほかの関連箇所もございますので、あ わせて終了この修正を行ってございます。
2:18:03	また全体に関わる修正としまして、考えられるの記載でございますけれども、 ほかの審査項目と同様の修正ということで当社としての評価がわかるように修 文を行ってございます。
2:18:16	7 ページをお願いします。
2:18:24	7 ページは目次及び評価の流れでございますけれども、こちらの目次目次のとこ ろで構成の見直しを行っておりでございます。
2:18:33	もともと参照にございました。シームの対比の章でございますけれども、こちらは 本編の流れにそぐわないへ補足的な内容でございますので、
2:18:44	補足資料のほうにまわして修正を行ってございます。
2:18:49	また、2 章にございましたA断層等の抽出の所でございますけれども、こちらも一 緒にまとめるような形で構成の見直しを行ってございます。
2:19:00	13 ページをお願いします。
2:19:08	13 ページは、調査結果に基づきます、敷地の地質平面図を示したものでござ います。
2:19:15	こちら本文中の下の箱書きに初めてA断層、またシームっていつといった時差 異が出てきます。
2:19:22	ですのでこちらのほうに※3※4 ということで、それぞれの定義につきまして追 記を行ってございます。

2:19:30	まず※3 断層の定義ということで岩石中に注の連続する破断面に沿って面と平行な変位が認められるものということで定義してございます。
2:19:42	また層面断層ということで、断層のうちA層断層面と地層面が平行なものということで制定してございまして、
2:19:51	層面断層としてA敷地内にはシームが認められるということで、下の箱書きに記載をしてございます。
2:20:00	36 ページをお願いします。
2:20:09	36 ページは施設直下のシーム一覧表でお示したものでございます。
2:20:14	こちらの修正でございますけれども、シーム層準につきましては、A断面図に記載しているものをカッコ脇でお示するように修正してございます。
2:20:24	またボーリング等で確認されているシームでシーム層準でないものにつきましては括弧なしということで記載をしてございます。
2:20:34	関連する断面図につきましても同じように括弧ありと括弧なしのほうで修正を行ってございます。
2:20:41	またこちらの一覧表のほうに枝番のシームがございまして、こちらも含めまして、施設の直下に出てくるシームにつきましては、すべて記載をするように修正してございます。
2:20:54	ちょっと戻っていただきまして、33 ページをお願いします。
2:21:03	こちらはだめ図の 1 例ということでシーム分布の水平断面図を示したものでございます。以前の点線でお示しておりましたのは、1 号炉原子炉建物と 2 号炉原子炉建物施設 1 ということでお示しをしてございましたけれども、
2:21:19	その他の耐震重要施設等の位置につきましても、訂正のほうでSIMS水平断面図のほうに追記をしてございます。
2:21:27	こちらの水平断面図と 36 ページ以降の断面図、こちらを踏まえまして、シームの一覧につきましては内容が確認できるような修正を行ってございます。
2:21:41	61 ページをお願いします。
2:21:50	61 ページは山陰地域における現在の応力場ということで、こちら新知見ということで産総研の応力場のデータベースへこちらから資料持ってきてまして新規追加した資料でございます。
2:22:03	地震のメカニズム解から求めたP軸方位ということで、図中の緑色の線でお示してございますけれども、
2:22:11	こちら概ね西北西盗難等の横ずれ断層型の応力状態を示してございまして、
2:22:17	前の 60 ページのほうに塚原小林 1991 の応力場を示してございますけれども、こちらの最大水平圧縮応力の方位と調和的であることを確認してございます。

2:22:34	本編の説明は以上でございまして、補足説明資料のほうでございませうけれども、
2:22:40	こちら本編の流れに直接関係ない相につきまして、例えば敷地近傍の海岸露頭の調査踏査等でございますけれども、こちらは削除いたしまして、全体のスリム化を行ってございます。
2:22:54	修正点につきましては説明以上でございます。
2:23:05	規制庁のカイダです。説明ありがとうございます。
2:23:09	ちょっと今日御説明いただいたところと、あそこその他含めて、
2:23:15	確認させていただきます。
2:23:18	13 ページのところですね、今日公明さんと米 4 というのが、
2:23:24	追記されたということ。
2:23:27	なんですけれども、
2:23:31	趣旨は説明された通りで、
2:23:36	わかったかなと思うんですけども、3 と 4 の違いが、
2:23:41	これを見ると何かは、
2:23:44	前は地層切ってっていうな表現があったと思うんですけども。
2:23:49	今回、米三が普通の断層っていうか普通のというか、
2:23:55	岩石中の連続する破断面に沿って面と平行な変位が認められるものと、
2:24:02	でこれだけ見ると、
2:24:08	この中で、
2:24:10	その連続する破断面ってというのが、
2:24:14	地層面っていうさんの中に何か言いよんが一部入るといのはそういうイメージ。
2:24:21	何でしょうか断層っていうのは層面断層も全部区
2:24:26	含むというか、
2:24:29	等を含んでいて、
2:24:32	つまり連続する破断面が層理面だったら、
2:24:36	イコール※4 っていうそういったイメージで、
2:24:39	書いてあるんのかどうか確認したいんですけども、
2:24:46	はい。中国電力のユリです。説明ちょっとわかりにくくて申しわけございません。おっしゃる通り米三と※用の関係でございませうけれども、
2:24:56	※3 は一般的な断層として定義しているものですので、米三の中に※4 の層面断層が含まれるような記載になってございます。
2:25:05	当社で断層は認められないってAというものでございませうけれども、こちらの箱書きの

2:25:13	ポツの下から二つ目のところでございますけれども、H相当先斜交する断層ということで、断層の前に修飾語でおつけしてございます。
2:25:24	なので、断層のうち、土地相当斜交する層理面と斜交するような断層については認められませんか。
2:25:32	層面断層としてのシームあの要は程度地層と平行な都市ものにつきましては、敷地内にシームとして認められますということで、箱書きのほうに記載してございます。以上です。
2:25:49	規制制度のカイダです。
2:25:52	はい、わかりました。前は
2:25:56	変位だけじゃなくては採用伴いとか地層切るとこれ斜交という意味なんかも
2:26:03	直交も含めて斜交なんですかね。
2:26:06	破碎を伴ってという話がちょっとなくなったように思うんですけどもこれは特に定義から外したということですか。
2:26:19	はい、中国電力のユリです。前回はのシームとの対比っていう意味では対応伴いという記載をしておりましたけども、もう一度地学時点とそれぞれの文献立ち返ってちょっと見てみましたところ、
2:26:36	こういったあの断層の定義に関する記載がございましたので、それに倣って修正してございます。以上です。
2:26:59	うん。
2:27:02	規制庁タニです。
2:27:04	ちょっと一番下の四つ目のポツで層面断層という言葉使ってるんですけど、確かにメーリングフォルトとか言ってるのはあるんだけど、なんか上と地層と斜交する断層っていうのを書いて書いてるんであれば、
2:27:21	持って何かもう平たくす。
2:27:24	地層と。
2:27:26	平行な断層とかそういう記載のほうが、これ見る人がわかりやすいかなと思ってるのと、
2:27:32	あと、
2:27:42	規制庁ナイトウですけども、これで地層とサ行する断層認められないとかね、いろいろ書いてんだけど、地質調査の結果としては、敷地内では層面滑り断層以外の断層は認められないっていうことじゃないんですか。
2:27:58	なんでこんな細かく書き分ける
2:28:09	はい、中国電力のユリです。
2:28:13	おっしゃる通り層面滑り断層としてのシーム以外は敷地内には認められないと書いたことでございます。

2:28:23	それだけだと斜交する断層といいますかそれ以外がないと言った記載がちょっとわかりにくいかと思ひましてこういう記載をしたんですけども、かえってわかりにくくなってるような気もしますので、ちょっと記載のほう考えたいと思います。以上です。
2:28:57	規制庁ナイトウですけれども、敷地調査の結果として、
2:29:02	層面滑り断層であるシーム以外が
2:29:07	認められるんですか認められないんですか。
2:29:17	中国電力のカシマです。今おっしゃられた通り敷地内の地質調査の結果では層面滑り断層である事務以外の基礎気量なし断層というのは認められないという評価をしております。以上です。
2:29:35	規制庁の出てる細かい話だけどC街そう切ってるんですか。
2:29:44	すみません中国電力のユリです。シームは地層を切っておりません。切らない層面断層としてAと確認されております。以上です。ユリ金子基地内という事実関係なんだけど、今、鳥栖いい敷地には、
2:30:00	そうめん層面滑り断層であるシーム。
2:30:06	以外、
2:30:09	突栗切る断層を認められないというふうに言われたんだけど。
2:30:16	そう言われる理由は何ですか。
2:30:19	中国電力のカシマです。申し訳ございません。訂正させてください。敷地では
2:30:25	層面断層であるシーム以外の断層は認められないという表現が変わって既設下申し訳ありませんでした。
2:35:13	中国電力のカシマです。ちょっとマイク入ってないんでしょうか。こちらの声聞こえてますでしょうか。
2:35:22	はい、今のカシマさんの声聞こえました。ちょっと今こちらのほうで少し話をしていますすみません会話が途切れてました。ちょっと待ってください。
2:36:05	規制庁のカイダです。すみません、じゃあちょっと別の観点での確認を
2:36:11	させていただきます。あと前回の話と、今のに少し関連する
2:36:17	ことかもしれませんが、今回の資料でいきますと最後のページ、
2:36:24	のまとめのところで、またここも、
2:36:28	表現が変更
2:36:31	なっています、
2:36:33	でまとめの最後の 104 ページですか。
2:36:37	最後の結論が読んで社公敷地にはしっかり斜交する断層がないっていうのと、

2:36:45	シームが敷地に分布するシームが将来活動する可能性のある断層等には該当しないと評価するっていう
2:36:52	表現に変更されてますんで。
2:36:55	もともとは
2:37:00	敷地には将来活動する可能性のある断層等はないと考えられる。今回評価するんですけども、敷地には将来活動する可能性のある断層等はないと。
2:37:12	いう表現だったんですけども、確かこれあの会合のときには、
2:37:21	前のページの115ページの1ポツ目。
2:37:25	の中に、
2:37:29	地すべりの話が出てきてて、
2:37:32	耐震重要施設とか、重大事故等対処施設、施設の支持地盤を切る地すべりはないっていうのは確認されているけれども、
2:37:42	敷地全体まで広げたときには、この地すべりが無いっていうとこまで。
2:37:47	ここで説明がされてないので、
2:37:51	その将来活動する可能性のある断層等っていってしまうと地すべりも、
2:37:55	含まれるんですけども地すべりまでないというと、ちょっとそれまための、これがそれまでの検討。
2:38:04	内容結構はみ出したことまで言及してるっていうことで、
2:38:08	ここは再検討。
2:38:12	してくださいというふうに申し上げたと思います。
2:38:17	敷地の中ではですね懇あのする
2:38:21	例えば
2:38:24	何でした。
2:38:25	津波のほうで、
2:38:27	いろいろ検討されている敷地内NS726でしたっけ。
2:38:33	1ターンの岩盤まで切っている層面滑り断層っていうのが、
2:38:38	岩盤のスペース岩盤滑りの地すべりっていうのがあったりして、この敷地の中まで、
2:38:44	含めて全体的に将来活動する可能性のある断層等がないっていうのは、ちょっと実際ここに示されてる情報からも言い過ぎかなと思った趣旨で申し上げた。
2:38:58	ところでですね、今回は、
2:39:03	敷地に分布するシームは将来活動する。
2:39:06	可能性のある断層断層等には該当しないと。
2:39:10	敷地全体広げてシームは該当しないという評価なんですけれども、

2:39:16	あの地すべりの話が今回なくなってしまったんですが、
2:39:22	少なくとも敷地全体にないっていうのは、
2:39:27	別として、
2:39:28	耐震重要施設とか、
2:39:30	重大事故等対象施設の下には小ないっていうことは書かれていないと、将来活動する可能性のある断層等が
2:39:40	存在しないというか、
2:39:42	特に
2:39:45	いったことにならないんですけれども今回地すべりの話がごっそりなくなったのは、
2:39:52	このページの前のページも全部、全部地すべりがないっていうのが、施設直下の地すべりがないっていう話が消えちゃってるんですけれどもそれはどういった
2:40:02	考えて変更されたんでしょうか。
2:40:08	はい、中国電力のユリです。
2:40:11	カイダさんがおっしゃった通りで基本敷地全体に地すべりがないとまで書くと言い過ぎになってしまって出ていてですね。ただ耐震重要施設等の重要施設の直下に地すべり面がないっていうことは、
2:40:26	防波壁の端部の調査でございましたり開いたところで確認をしておりますので、かけるんですけども、まずちょっと言い過ぎになってた部分もあって、記載自体を削除した次第でございます。
2:40:42	ちょっと重要施設の直下にある地すべり面つきましては、ちゃんと確認をした上でないことを確認してございますので、そういった旨の追記するようにしたいと思います。
2:40:54	あわせてそういったことわかる資料もですね過去の資料等を抜粋してですね。
2:40:59	もう本編のどこかに追加するようにしたいと思います。以上です。
2:41:07	はい規制庁のカイダです。前回の資料見ますと今回地層と斜交する断層が
2:41:14	認められないって書いてある結構いろんな随所のページに、
2:41:21	その施設。
2:41:23	の支持地盤切る地すべりは認められないっていうのが、
2:41:27	あちこちに書いてあったようなんだ、ですので、
2:41:32	そういったことも含めて
2:41:35	基準の適合性ということから言いますと、敷地全体指示地すべりが岩盤の滑りがないということは別にそこは別として、施設直下の支持地盤にないということとはどっかでいって、

2:41:51	言わないと足らなくなってしまうので、
2:41:55	その点とあと、
2:41:57	お願いしたいのと、あと 104 ページの書きぶりもなので
2:42:02	そういったことを意識したような形で書いていただく。
2:42:06	のいいかなと。結局端的に言うと、
2:42:10	前回敷地にはって書いてあったところは、
2:42:13	施設直下にはっていう
2:42:16	ところ、
2:42:17	なんでしょけれども、
2:42:29	はい、中国電力のユリです。押しとき御指摘の点承知いたしました。
2:42:35	以上です。はい。規制庁の甲斐ですので、この一言で書けないのであれば耐震重心直下には高校とでシームは直下に限らず全体的に見て、敷地全体
2:42:50	のシームが活動性がないというふうに評価されてるのであれば、シームはこうというふうな形で他人事じゃなくて、何個か項目分けて書くっていう書き方もあろうかなと思いますので、そこはよろしくお願いします。
2:43:09	はい、中国電力のユリです。おっしゃった通り式施設直下にはって書いてしまうと敷地全体で評価しらのシームにつきまして書けなくなってしまうので、私もそのところは気になっておりましたので、二段書きかそういうふうな形で、
2:43:25	記載するようにしたいと思います。以上です。
2:43:38	だから、
2:43:40	はい、規制庁の改善でまた別の観点で確認を
2:43:46	運営したいと思います。
2:43:53	施設の直下にこれだけ断層がありますよっていう表が、
2:43:58	はい何ページ 30
2:44:03	36 ページにあったかなと思います。
2:44:07	ここの表で
2:44:10	ここに緑と赤と青に施設の種別を分けて、深部がこれですって何条ありますという
2:44:20	表現がされているんですけども、ちょっとこの辺りのね。表の書き方を
2:44:26	少しまた詳しくしていただきたいなと思っています。コメントの前にですね例えば
2:44:39	これもですね
2:44:40	例えばですね
2:44:43	2 号の排気塔というのが B181 条っていうのを書いてありましてこれが、
2:44:52	33 ページ。



2:44:56	で、
2:44:57	見ますと、
2:44:59	多分その位置っていうのは左上の
2:45:03	四角の
2:45:06	ボーリングの 218 とか、
2:45:10	371 って書いてあるところの
2:45:14	し、
2:45:14	紙面の
2:45:17	そこにあるちょっとちっちゃい資格かと思うんですけど。
2:45:20	18 だけじゃなくて例えば 16 とか切ってるように見えたりするんですけど、こう いったのもちょっと
2:45:28	何か。
2:45:30	表と合っていないような感じもするんです。この辺あたり。例えばということなんです けどここは今わかれば教えていただきたいんですけども、
2:45:43	はい、中国電力のユリです。
2:45:46	こちらのシーム分布水平断面図でございますけども、右下のほうにちょっと小 さく記載しておりますけどもTPマイナス 4.1mのところの時った断面図というこ とでお示してございまして、
2:46:00	時モール排気塔の地層の標高がですね。
2:46:04	確かPPAと0m付近になってございまして、そういった三次元的な分布も踏ま えまして、18 地震は出てくるけど、16 シームについては直下に出てこないだろ うということで整理を出てこないということで整理をしております。
2:46:21	以上です。
2:46:24	はい、規制庁の開発わかりましたのでちょっとSEにこの辺りも見るとTPP幾ら でのもので切ったものっていうのが書いてあって、
2:46:35	その実際施設との関係で、今みたいな、多少ずれが生じているようなところ もあるのと、
2:46:42	で、
2:46:44	ここにあるのは、
2:46:46	基礎へ原子炉建屋とか、
2:46:50	そういったところも重立ったところみたいなものが中心で、
2:46:54	36 ページに書いてある施設、
2:46:56	ちょっと全般でそういった細かい部分が確認できないので、
2:47:01	例えばですね 37 ページでいきますと、この左上のところに、
2:47:12	平面図がありますのでそれ以降、

2:47:14	ページを変えてのその以降のページも、各々の施設に対してこう断面図が書いてあるので平面図が書いてありますので、ここにして
2:47:26	実際そこに出てくるシームの平面分布をその施設の
2:47:31	部分もしくはそのちょっと周りだけでいいんですけども、これを入れていただいて、どれが出てくるかっていうの平面的にも確認できるように、
2:47:44	していただきたいんですけども、その辺り随時することは可能でしょうか。
2:47:58	中国電力のユリです。今の御指摘ですけども、実際そのシームの分布水平断面図として作成しているものが 33 ページに記載してある。
2:48:11	TPマイナス 4.1mの
2:48:14	点しか現在なくてですね。
2:48:17	当市も基本結構経営者が寝てくる水平に近いようなものなので、
2:48:24	来本震も見るとしたらすい水平断面図よりは鉛直断面図のほうがいいだろうということで、
2:48:31	今現存これしかないような状態になっております。
2:48:35	なので 2 号炉原子炉周りでしたら、おっしゃったような対応ができるんですけども、その他のところで対応するとなると。
2:48:47	ちょっとかなり時間がかかってしまうかと考えております。
2:48:51	以上です。
2:49:10	規制庁のカイダですね、例えばですねえっと他のガスタービン発電機建物だとか、
2:49:20	ほかにも緊対所あたりっていうのも、これ、高さが違うかなと思うんですけども、
2:49:27	これ、こういったところもそう大きな建物ではないような
2:49:32	思うんですけども、こういったところもちょっとまだそういった図面はないということでしょうか。
2:49:43	中国電力のユリです。おっしゃる通りあのシームの分布水平断面図につきましては、ちょっと高台のGTGだったり緊待所のところでは水平のものは、今現在でございません。以上です。
2:49:57	はい、規制庁の甲斐です。
2:50:01	そうしますと今この 36 ページに書かれている層の中で、
2:50:07	その中で防波壁防波壁とか長い構造物ですし、
2:50:15	取水管とかもそれなりに長い構造特性、山のほうにある、今ほど申し上げたガスタービンとか緊対所
2:50:24	そこにつきましては、

2:50:26	これはどういうふうを確認をして、シームがこれですというふうに今この 36 ページに、
2:50:35	書かれているのかちょっと教えていただきたいんですけども、
2:50:45	はい。
2:50:47	そうですか。
2:50:48	はい、中国電力のユリです。
2:50:51	まず防波壁につきましては線状の構造物なんで縦断の断面図をつきまして、それを確認することで直下にシームがあるかどうかというのを確認しております。
2:51:03	ページで言うと 44 ページ以降は 43 ページ以降になってございますけども、こういった縦断を使って朝会出てくるシームというのを確認しております。
2:51:13	41 ページ 42 ページにお示しておりますガスタービンでございましたり緊待所みたいな、高台の施設につきましては、
2:51:24	先ほどございましたように範囲としてはそんなに広くはございませんので、近くのボーリングと、それに基づく断面図につきを確認しまして、
2:51:35	三次元的な土地都心部分布っていうのも考えながら直下に出てくるものっていうのを整理したのが 36 ページの表でございます。以上です。
2:51:47	わかりました。じゃあえっと、
2:51:50	とりあえず、そういった検討されてるということで、まずはですね 36 ページのこの表につきましてですね、今横横の欄で横の行ですね、対象施設、シーム乗数ってなっていますけれども、
2:52:07	このシームっていうふうにひとまとめにしてこう何から何とかいうふうに書いてある。
2:52:12	んのではなくてですね、これをシームの B1 から 29 まで、このプランをずっと
2:52:20	29 個に分けてですね。
2:52:23	29 になるのか枝番がある場合はちょっと
2:52:45	はい。すいません続けますので、今のこの星取表みたいな形ですね筆頭そこの部分分けた上で、どのチームがどこに当たるかっていうの丸をつけて、
2:53:00	星取表のような形にしたものを参考のほうにまずつけていただいてですね、この 36 ページはこの表でも構わないんですけどどっかこのページにですね。
2:53:11	耐震重要施設の下には、何と何と何か何があって何条。
2:53:17	で、常設重大事故等対処施設には何と何かその辺と何があって何条っていうのがわかるような記載をどっかに入れていただいて、

2:53:27	先ほど申し上げたように、星取表のような形でシームって書いてある欄を 29 校なりに分けた形で全体がわかるようにしたものを参考のほうにもつけていただいて、その辺り、
2:53:43	わかりやすく等していただきたいんですけども、その点よろしいでしょうか。
2:53:52	はい、中国電力ユリです。はい。補足説明資料のほうに詳細の星取表ということで作成しておつけしようと思います。以上です。
2:54:03	規制庁の伊藤ですけど、まずこれ 36 ページは全体を示すものだから、
2:54:10	欲しいのは、耐震重要施設の下にはB-幾つから幾つで何条あるのか。
2:54:17	1 個 1 個の施設じゃなくて、
2:54:18	1 個 1 個の施設を書かれても、じゃあ耐震重要施設トータルで見たときなんちゃうのかわかんないですよこれ。
2:54:28	耐震重要施設というのはどういう施設が対象になっていて、それらの負担には全部耐震重要施設として一つのまとめた見たときに、
2:54:40	何条あるんですか。
2:54:41	常設重大事故等対処施設も一緒ずこれを全部太田重大事故常設重大事故等対処施設と見たときに、
2:54:50	萬上あるんですか。
2:54:59	中国電力ユリです。おっしゃった点趣旨を理解いたしました。なので例えばですけど 36 ページの青色でハッチングしております常設重大事故対象施設につきましては、
2:55:13	取水課の方で 7 条でガスタービン屋外配管ダクトでそれぞれb-6 の人シーム台地状ありますので、これらの指針は全部で 8 条見つかるってというような
2:55:24	記載になろうかと思います。そういった形で本編資料のほうは、もう少しまとめた形で整理したいと思います。以上です。
2:55:34	はい、いいわけじゃないですけども、だから耐震重要施設の下にはB-何番というものでトータルで何条あるのか、常設重大事故等対処施設については、A B-何番というものがあって、全部で何乗になるのか。
2:55:51	っていうのがわかるようにしてください。参考のほうで構わないので、それぞれのB-幾つというやつがどの施設の被災んでるのかっていうのは、エビデンスとして参考のほうで一覧表として、
2:56:03	わかるように少しだからシームをシームごとにどの施設に出ますかっていうふうになるのかもしれないけど、そこはわかるように、エビデンスとしての部分を参考に、ここに入れてください。
2:56:18	中国電力ユリです。承知いたしました。

2:56:48	規制庁ナイトウですけど、結局ね断面図合意なり平面図つけてくれって言って、シーム層準という形で整理してただけど。
2:56:57	シーム層準があるものについてはシームがあるとしてるんですか。
2:57:02	書き分けがどうされてるのか全然よくわからない。
2:57:05	括弧があるものとないものが、
2:57:08	存在してって、
2:57:10	シームがあるとしているもの。
2:57:13	しているのかしてないのかがよくわからないんだけど
2:57:24	中国電力のユリです。シーム生じ層準ということで括弧書きで記載しておりますのは、調査等でシームの有無が確認できてはおりませんが、保守的に断面図のほうには記載をしまして、安定性の評価でも、
2:57:40	反映している。そういうしもうシーム層準として記載してしているものでございます。以上です。
2:57:49	規制庁ナイトウですけど、だから、
2:57:52	シーム層準があればそれはシームがあるとしてるんですか、してないんですか。
2:57:59	それによって数え方変わるんだけど。
2:58:05	すみません。
2:58:06	中国電力ユリです。申し訳ございません。市断面図上記載してシームがあるものとして記載してございます。以上です。
2:58:13	規制庁なんてそうするとシーム層準とシームとこれ書き分けてる理由は何ですか。
2:58:28	中国電力の清水です。えとシーム層準として売るものがですね、シームSね調査の結果ですねボーリングで確認されたものを保守的に延ばしていると直接的にシインも確認できてないものもありますので、そこらそこそれについてはシーム層準という表現をしています。以上です。
2:58:49	規制庁がですね。いや、だからそれはわかったけど、だからシーム掃除の扱いますシームがあるとしてるんじゃないんですかって聞いているとあるとしてるんだったらいいと、それ。
2:58:59	それをどこに書いてある。
2:59:02	シーム層準ですっていう書いてることは、これは今まで説明でシームがある層順の延長部についてはシーム層準としていますと言って、そこはシームがないんですっていう

2:59:18	中国電力シミズです。今まで御説明したもののの中のほとんどがですね、シーム層準にあたるけども直接的に他のデータ等を見ると、シームがなかったということで、シームがないものとして評価していますという御説明をしております。
2:59:36	なのでシーム層準だけども、シームではありませんという説明はですね途中の過程の段階では層準というのが残ってたかもしれませんが、結果そういうものがシームでシームがないもしくはA指針はなかったということがちゃんと確認できたものについては、
2:59:53	もうシーム装備品という言葉を使っておりませんのでそこは統一できているかと思っております。以上です。
3:00:02	規制庁ナイトウですけども、言ってる意味がわかんなくて、
3:00:06	いや、だからシーム層準としてるものについてはシームが、
3:00:09	あるんですか、ないんですか。
3:00:13	平面断面図も鉛直断面図もそうなんだけど。
3:00:16	これはシームがあるのかないのか、シーム層準だけれどもシームがあるのかないのかを区別してるんだったら、露頭数直下に露頭する断層シームの数が変わるんだけど。
3:00:28	どういう整理されているんですかって聞いている。
3:00:37	はい、中国電力のユリです。記載しているシーム層準で括弧書きにしているものとそうでないものにつきましては段目図上は同じ扱いでございますので、
3:00:47	そういったところをちょっと括弧書きを取るなりしてですね、断面図に記載してあるというふうになっているものとそうでないものということで分けて整理したいと思います。
3:00:57	具体的には基本的にこの 36 ページの一覧表に記載の程度下降期になるし、なっているシームをすべて確保がとれるような形になると考えております。以上です。
3:01:24	規制庁ナイトウですけども、シーム層準がAA建屋の下に露頭するものについてはシームが露頭するとして評価してる。それでいいですか。
3:01:39	中国電力シミズです。その通りでございます。若干補足させていただきますと例えばに 45 ページ見ていただけますか。刀禰規制庁においてですけども、補足は要らない事実関係がどうなってるのか聞いている事実関係の補足をさせていただきますので 45 ページをお願いします。
3:01:58	事実関係としましては先ほど言いましたようにシームもしくはシーム層準ともシームがあるものというふうの評価しております。その上で補足ということなんですけど、45 ページの※の 2 ですよ
3:02:13	※の 2 で書いてあるところのシームは層準を示すって書いてある、後ろのところです、B29 シームを連続しないことが確認されたことから断面図から削除し

	ているということで、こういったものについて、当時 29 についてはセシウム層準というふうに書いておりましたけど、
3:02:30	ほボーリングデータ等から確認するというふうに連続しないということが確認されたので、断面図から削除していますということで、シーム層準でもないというような記載になってございます。以上です。
3:03:16	規制庁ナイトウですけれども、刀禰ヒロそうするとシームそう準備 20 詳しい部層準は確定してるんだけど、それはシームが、
3:03:25	シーム層準ではないの。
3:03:30	シームが確認をされた層準の延長部についてはシームがあると評価をしていると。
3:03:39	いうことではないんですか。
3:03:41	ものによってはそうではシームが層準でもし、そこにはシーム相似すらないと評価するものです。それはどう使い分けですか。
3:03:59	はい、中国電力のユリです。例えば 45 ページに記載しているシームにつきましては、時本案の深部層準ということで、信号層準お示して、青が青色の線で書いておりますけども、こちらで以前書いていたB29 シーム層序につきましては、
3:04:18	調査の結果ええとまあシーム層準としてはありますけど、粘土化というかシームとして認められなかったということで、と断面図から青線を削除したものでございます。そういった調査の結果、確認されて明らかにならないところにつきましては、
3:04:35	この絵と 45 ページにお示してる断面図上では青線自体を削除していると。そういった整理をさせていただきます。以上です。
3:04:55	中国電力シミズです。ちょっと話が日 29 になってしまったんですけど、先ほどナイトウさんおっしゃられたようにですね、DAC六つもしくはシーム層準ともですね閉評価を我々としてはしているものでございますので、そこはですね、最初のほうにちゃんとわかるようにですね、記載させていただきたいと思います。
3:05:14	ただし、層準とチームが直接確認されたものをですね一緒にしてしまうとですね、ちょっと我々の評価上もですね、評価というかで除調査の結果のデータとして何かよくわからなくなっちゃうので、ここは今まで通りですね営業層準という言葉を使わせさせていただきますけれども、
3:05:32	それぞれ側チームとして扱っているということがわかるように記載をさせていただきたいと思います。以上です。
3:05:51	規制庁ナイトウですけれども、
3:05:54	刀禰シーム層準の中で、

3:05:57	シームはあるものとして扱うものかないものとして扱うものが存在しちゃってるんだけど。
3:06:04	シーム層準といってるからシームがあることは確認してないんでしょう。それをなんで。
3:06:10	シームがあるものとして扱うものかないものとして扱うものを分けるんですけど、そのクライテリアなんですか。
3:06:24	中国電力のユリです。シーム層準点としてと記載しているもののうち、シームがないものとあるものの違いですけれども、調査で明らかでないことが確認されているものについては、シームがないものとして、そこに層準あるんですけども。
3:06:42	と粘土化してないということで、と断面図にも記載しないように整理をさせていただきます。
3:06:48	一方でし、調査で確認できてないものにつきましては、保守的にその深部層準で、都心部が粘土化して存在しているとして、と断面図にも記載して評価をさせていただきます。
3:07:01	以上です。
3:07:02	きちっとナイトウですけど、よくわかんないような説明だってリアクタービルとかは岩盤調査してるんでしょうか。
3:07:09	しまうんですよわかってるはずですよ。そうわかってないって言ったら応募なんだけど。
3:07:14	これシーム層準としてるからシームなかったんでしょう。違うんですか。
3:07:33	すいません中国電力カシマでちょっと中で話をしますので、お時間ください。
3:08:07	はい、中国電力の柏です。申し訳ありませんでした。先ほどのシーム層準とシームの考え方ですけれども、あの公開のシームの認定の考え方としましては3号炉のエリアでかなり密なボーリングをしまして連続性の高いシーム遠いナンバリングを使う
3:08:24	って別途整理をしておりますので、同様の考えて、2号エリアのボーリングコアを見たときにですね、こちらのほうでは
3:08:34	3号のほう、2号の建設当時3法エリアのような細かなシームの認定っていうのはしておりませんでしたのでそちらのほうに展開するときにはですね、3号の調査の結果で相当送受シームの層準というのを特定しておりますので、
3:08:51	そちらにはもう保守的にシームがあるものとして評価をしているというのが実態でございます。申し訳ございませんでした。
3:09:06	規制庁ナイトウですけども、その考え方がどこにも書いてないから全然わからない。



3:09:13	だから、そうするとB29 とかをこれ 3 号炉廻りなので、ボーリング充っていつてここから先は層準あるけれどチームがないことが確認できてるからってということなんですか。
3:09:22	でも直下にあるかどうか見てないんじゃないんですか。
3:09:27	見てるんですか。
3:09:29	その辺の考え方をよく整理して、
3:09:31	シーム層準として扱うものとシーム層準として扱わないものさはどういう
3:09:39	ふうに当場合分けできるのか。
3:09:44	ちゃんときちんと
3:09:46	中国電力としての評価の基準はどうなってるのかとちゃんと書いてもらえませんか。
3:09:53	はい、中国電力カシマです。承知いたしました。そう今のシームの認定の考え方のところですね、丁寧に記載の方さしていただきたいと思います。
3:10:03	以上です。
3:10:13	規制庁のカイダです。
3:10:16	今のことと関連するかもしれませんが、例えば、
3:10:22	今回、49 ページで例えば似たような表現が幾つかあるんですけど。
3:10:29	3 号炉原子炉建屋基礎地盤において連続性を有するシームとしてB1 からB29 シームが認められると。
3:10:39	d-55 ページも同じ文言があって、B1 からB29 シームが認められると。
3:10:47	で、
3:10:49	この記載は、前回までは、
3:10:54	B1 からP29 の計 29 層準が認められるというふうに
3:11:00	書いてあったんですが、これは、
3:11:03	B1 からB29 シームっていうふうに変えられたのは、
3:11:10	これは実は 29 層準じゃなくて、
3:11:14	秋田の枝番未定の含めるともつとっいばいあるからとかそういうことで、
3:11:20	備蓄から右上に旧 29 に化っていうふうに変えたんですか得られたんでしょうか、それとも何か
3:11:26	これはなんか表現の適正化っていうかその程度のものなのか、その考えを確認したいんですけれども、
3:11:38	はい、中国電力のユリです。おっしゃってるのは 49 ページのところ、B1 から 29 の 20 救出層準というふうに記載してたのをシームっていうふうに文字で記載しておりますけど修正したところだと思います。

3:11:52	こちらは特に意図というかの記載の適正化ということで 55、5 ページはもともと B1 から B29 シームが認められるというふうな記載をしておりましたので、こちらとの整合をとって修正した次第でございます。
3:12:07	3 号炉の範囲にはへと確認されている層準を B1 から 29 シームの 29 万円なっております。以上です。
3:12:18	はい、わかりました。
3:12:20	そうなつてそうすると念のため確認なんですけど、所々に出てくる。
3:12:27	枝番がついたものも含めて、枝番はこれは、
3:12:33	3 号のでは 29 で、
3:12:37	それ以外の枝番がついてるものっていうのはこれはここには入ってきてないということで、でしょうか。
3:12:49	はい、中国電力のユリでございます。おっしゃる通りでございます枝番の 2 号炉周辺のあのボーリング等で確認されているものということで整理したものでございます。以上です。
3:13:13	規制庁の伊藤ですけど、確認だけれども、
3:13:16	枝番があるのは、
3:13:18	違うシームということでいいですか。
3:13:24	B7 の配付 1 と B7 シームは、
3:13:29	別物っていうことでいいですか。
3:13:36	中国電力のユリです。B7 シームと 7-1 の枝番シームを層準理由と同じような位置にあるんですけども、違うものとして判定してございます。
3:13:47	ただ性状として他のシームと同様で日な話もそうですけども、連続性としては乏しいものと確認してございます。以上です。
3:13:59	ええとね何乗だかさっきみたいに 36 条のところに耐震重要施設なり、常設重大事故対処施設の下に何条あるのかっていうことをカウントするにあたって、
3:14:11	じゃあ、B61-1 シームと B6 シームは、
3:14:16	別物として二乗として数えるということでいいですね。
3:14:24	中国電力ユリです。おっしゃる通りでございます二乗としてカウントいたします。以上です。
3:14:32	規制庁ナイトウです。だとすると 49 ページはその辺の B1 から B に来シームという
3:14:40	DOWA、
3:14:43	枝番もものもあるけれども、玉を抜くとかいうシームが認められるとする記載ということでいいですか。
3:14:53	うん。

3:14:55	はい、中国電力のユリです。例えば 28 にB20 から 28 シームというような記載しているような中には枝番もございませんので、そういったところがですね、カイダさんが御指摘されたような星取表をつくることで、ちょっとこれまとめて記載しているからわかりづらくなってるんですけど。
3:15:14	わかるようになると思いますので、そういった形で補足で整理しようと考えております。以上です。
3:15:23	1 と 2 今の説明は規制庁なんて今の説明がよく理解できなかったんだけど、B の炉少なくとも今図面で見える限りにおいてB-6 棟美人-7 はB-6 とB-6-1 というのと、
3:15:38	李ⅦとB-1、
3:15:43	っていうのがあるんですね。
3:15:45	そうすると、B6Bな訳を見る見ても、もう 29 条ではなくなるわけだよ。
3:15:52	31 条になるんだよね、そういう理解でいいですか。
3:15:58	中国電力ユリです。おっしゃる通りでございます。全部で 31 条ということでございます。
3:16:05	規制基準ナイトウですけども。そうすると、刀禰B-1 っていうのは、B-1-2 というのがあるから、そうすると、B-1 は、B-1 とB-1-1 とB-1-2 という形で、
3:16:21	Eとプラス二乗があるということはもうすでに名明確なんだけど、そうするとここで 2 条とプラスされるから。
3:16:29	さらに増えますよね。
3:16:31	同敷地内にはもっともつとあるっていう
3:16:34	今の説明だとそうなるんだけどそういう理解でいいですか。
3:16:43	はい、中国電力のカシマです。今おっしゃられた通りで先ほどの 49 ページのほうに書いてございます。こちらへと 3 号炉の調査の中で確認された連続するシームとしてB1 からB29 までの 29 層準がありましたので、
3:17:00	こちらの 49 ページのところでは 3 号炉原子炉建物基礎地盤において連続する性を有するシームとしてということで今回 29 シームまでが 3 号エリアで確認されたシームというふうに記載の適正化をかけております。
3:17:15	合わせても 2 号のエリアのほうで追加のボーリングで連続性が確認されたものを枝番として整理をしてございございますので、そういったものをカウントすると 29 万円以上のシームが敷地内にあるというふうになろうかと思っておりますので、
3:17:29	こちらを星取表をつけることで、見え司会のわかると思っておりますので、資料のほうを整理させていただきたいと思っております。

3:18:26	規制庁のカイダです。わかりました。また別の観点で表現を確認しさせていただきます。今将来活動する可能性のある断層等がないってところで
3:18:40	資料全体でまとめられていて、
3:18:44	結論のところにもその限りでしか書いてないんですけども、
3:18:49	震源として考慮する活断層っていうのは敷地周辺のほうでは陸域海域とも
3:18:58	ありませんっていうのは、形ではありませんでなくて、これとこれとこれですっていうのが書いてあってですね。
3:19:07	じゃあ敷地の中に入ったところで、
3:19:10	あるのかないのかも将来活動する可能性のある断層等がないってことなんで。
3:19:16	ないという評価なのかなと思うんですけども、その辺りがどっかに明記してあるのであれば、教えていただきたいのと、あとないのであればそういうふうにごっかに
3:19:28	記載をしておいていかないというと、わかりづらいなと思いますけれども、いかがでしょうか。
3:19:37	はい、中国電力のユリです。あの断層等のうちの震源として考慮する活断層につきまして記載はちょっと欠けておりませんので、ちょっと13ページになるのかちょっとどこかに記載するようにしたいと思います。以上です。
3:20:27	はい。その点、記載のほうよろしくお願いします。
3:20:33	それでちょっと再私の方から最後で、最初の話に戻るんですが主
3:20:40	地層切る断層がないってことで内ということ
3:20:47	とシーム以外にないという表現にされるかの時計記載ぶりは検討されるっていうことだったんですけども、
3:20:54	ちょっと確認なのんですが、
3:21:00	確かに地質図に表現されるような地層気量の断層がないっていうのはここに書いてある通りかなと思うんですけども、
3:21:08	何といいますかね、こう露頭レベルというか、
3:21:12	そういったところも含めて、内という、つまり断層がないっていき生きるということとはそういうことになるかなと思うんですけども、
3:21:21	そこも含めてつまり断層の規模ん。
3:21:24	を問わないという、そういったことでよろしいですか。確認です。
3:21:37	はい、中国電力の課長です。今おっしゃられた通り我々の調査の結果で、その露頭も含めてただそうは確認できておりませんので、とシーム以外ですね、層面滑りのシーム以外のものが確認できてない。

3:21:51	そこで、その旨を記載させていただきたいと思います。ちょっと書き方につきましてではですね、改めて検討させていただきたいと思います。以上です。
3:22:03	はい。規制庁のカイダです。
3:22:06	わかりましたじゃ
3:22:08	底盤スケッチとか見るとこうなんか節理に沿ってずれたりするようなことかと思うん見えたりしてちょっと
3:22:18	そこは特に断層じゃないんで。
3:22:21	今の説明だと、それは
3:22:24	そうだということだと思いますので、
3:22:27	事実関係がそうであれば、今おっしゃったように記載のほうをよろしく願いたします。
3:22:35	以上です。
3:22:39	中国電力カシマで承知いたしました。
3:23:04	規制庁ナイトウですけども、再度確認だけど、まっPublな断層がないという話と、敷地には断層がそう。Cv側の断層がないっていうのは違う意味なんだけど。
3:23:19	そこ本当大丈夫ですね。
3:23:21	試掘坑とかのスケッチを見ても断層って書かれてるものは一方もないということでもいいですか。
3:23:28	中国電力のカシマです。すみません先ほどの記載の方法を検討するというと、今おっしゃられたような立って／プールなものとかですね面なしとか、そういったところを含めて、適正な表現が必要かと思っておりますので、そちらのほうの記載ぶりについて改めて検討させていただきたいと思います。以上です。
3:24:34	規制庁サグチですけども、ちょっと参考までに教えていただきたいんですけど。
3:24:42	2号とか、
3:24:44	建屋の底面のスケッチみたいなものって、
3:24:48	あります。
3:24:56	中国電力のカシマです。
3:24:59	岩盤検査をしたときのスケッチがありますけど、
3:25:05	そういったもので整理がされていると思います。以上です。
3:25:44	規制庁ナイトウですけども、確認なんだけど、岩盤検査のときのスケッチORといったんだけど、地質調査としての
3:25:53	書類としては、試掘坑が調査が正式なものになるんだけど、試掘坑のやつはないんですか。

3:26:03	スケッチなり、
3:26:09	中国電力のユリです。試掘坑もスケッチにつきましては、補足説明資料のほうに添付してございます。この該当のページがですね。
3:26:24	はい。12 ページ以降が試掘坑のスケッチになってございまして、11 ページがその試掘坑の平面図ということで、各試掘坑の位置図を示してございます。以上です。
3:30:07	規制庁クマガエです。
3:30:11	今日また敷地内についてもですね確認させていただきまして、
3:30:14	このコメントも出させていただきましたので、よろしく申し上げます。
3:30:19	それで、
3:30:21	ちょっと時間的にですね大分
3:30:24	次でしまいましたので、
3:30:26	今日安定性の話もあるというお話だったんですが、
3:30:30	そちらについてはまたちょっと後日にですね、またヒアリングを設定させていただいて確認させていただければと思っております。
3:30:37	そのような形で整理させていただこうと思って今日の段階では、
3:30:41	これでヒアリングは終了したいと思いますがいかがでしょうか。
3:30:46	はい、中国電力カシマです。承知いたしました。
3:30:53	はい、それではヒアリングについては、
3:30:58	今日のヒアリングについては今日ここで終了させていただきます。
3:31:01	お疲れ様でした。
3:31:03	ありがとうございました。